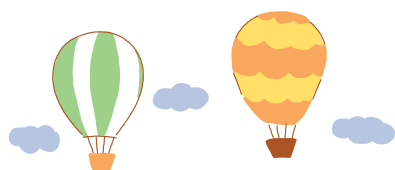


鯨川村 こども計画



令和7年3月
鯨川村

もくじ

I 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	2
1. 計画策定の趣旨・背景	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の対象	5
4. 計画の期間	5
5. 策定体制	6
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	7
1. 統計による鮫川村の状況	7
2. アンケート調査結果の概要	14
3. 教育・保育事業の実施状況	32
4. 課題のまとめ	33
第3章 計画の方向性	36
1. 基本理念	36
2. 基本方針	37
3. 基本目標	38
4. 施策の体系	39
II 各論	41
第4章 こども計画の具体的な施策	42
1. 各施策の展開	42
2. 成果目標一覧	66
第5章 子ども・子育て支援事業計画	67
1. 教育・保育の提供区域	67
2. 人口推計	67
3. 教育・保育の見込み量及び確保方策	68
第6章 計画の推進に向けて	77
1. 庁内および関係機関・団体との推進体制	77
2. 住民への情報の公開	77
III 資料編	79
1. 鮫川村子ども・子育て会議設置要綱	80
2. 鮫川村子ども・子育て会議委員名簿	81
3. 策定経過	81
4. 用語説明	82

I 総論

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・背景

わが国では、これまで少子化対策として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組や、平成24年に制定された「子ども・子育て3法」に基づく、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけなど、さまざまな取組を展開してきました。さらに、平成27年度に施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

このような状況のなか、鯨川村においても平成27年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主とした「鯨川村子ども・子育て支援事業計画」を2期にわたって策定し、その計画的な推進に取り組んできました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない状況は、全国的な課題となっており、これに加え、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻なものとなっています。

こうした中で、令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されました。これは日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざしたものとなっています。同年12月22日には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定され、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」をめざすもので、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

このたび策定する「鯨川村こども計画」（以下「本計画」という。）は、鯨川村の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進するためのものとして、「鯨川村子ども・子育て支援事業計画」を核とし、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」と、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」を包含したこども基本法に基づき策定するものです。

2. 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本村におけるこども施策に関する事項を定める計画です。

また、本計画は、こども基本法第10条第5項に定められているように、次のこども施策に関連する計画を含むものとしします。

- 子ども・子育て支援法第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「市町村行動計画」
- 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に定める「市町村子ども・若者計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に定める「市町村計画」

■関係法令(こども基本法)抜粋

こども基本法 第10条第2項	市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
こども基本法 第10条第5項	市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

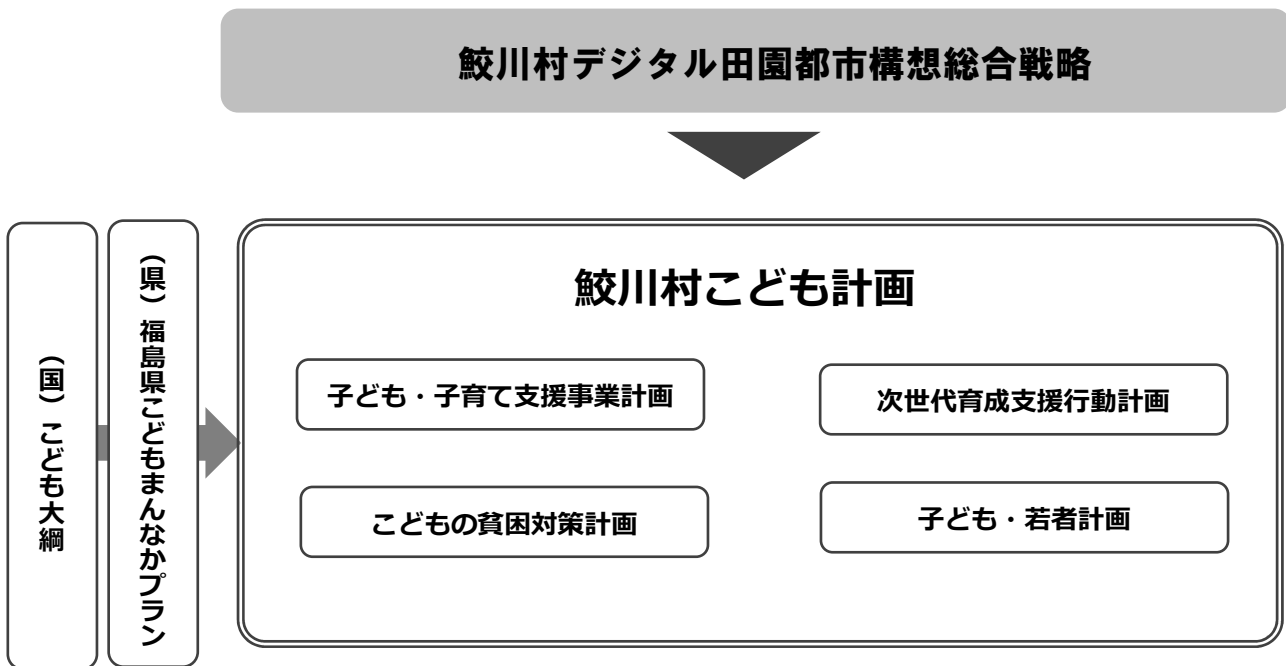
■幼児期までのこどもの育ちの5つのビジョン

- (1) こどもの権利と尊厳を守る
- (2) 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める
- (3) 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える
- (4) 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする
- (5) こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

(2)各種計画等との関係

本計画は、本村の最上位計画である「鮫川村デジタル田園都市構想総合戦略」の個別計画として位置づけつつ、各関連計画と整合・調和を図るとともに、国の「こども大綱」ならびに福島県における子ども・子育てに関する総合計画である「福島県こどもまんなかプラン」をふまえて策定します。

■上位・関連計画との関係



3. 計画の対象

本計画において、ひらがな表記の「こども」とは、こども基本法をふまえ「心身の発達の過程にある者」を表します。また、制度に準じる場合には「子ども」や「子供」と表記することとし、特に子ども・子育て支援法における教育・保育事業や地域子ども子育て支援事業の対象となる者は「子ども」と表記します。「若者」については、その対象を思春期から青年期（おおむね 18 歳からおおむね 30 歳未満まで）の者とし、ます。「青少年」については、乳幼児期から青年期までの者をさします。

本計画では、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

■「こども基本法」抜粋

(定義)
第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。
2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。
一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

■「こども大綱」抜粋

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している※。
※「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね 18 歳まで）、「青年期」（おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和 11 年度の5か年とします。

■計画の期間

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期計画					
第1期鯉川村こども計画					

5. 策定体制

(1) アンケート調査の実施

項目	就学前児童保護者	小学生児童保護者
調査対象者	村内在住の就学前のお子さんがいる保護者	村内在住の小学生のお子さんがいる保護者
調査期間	令和6年4月～6月	令和6年4月～6月
調査方法	本人記入方式	本人記入方式
配布数	50 件	55 件
有効回収数	22 件	24 件
有効回収率	44.0%	43.6%

項目	児童・生徒	保護者	若者
調査対象者	村内在住の小学5年生及び中学2年生	村内在住の中学生・高校生のお子さんの保護者	村内在住の18歳～39歳の方（無作為抽出）
調査期間	令和6年4月～6月	令和6年4月～6月	令和6年4月～6月
調査方法	本人記入方式	本人記入方式	本人記入方式
配布数	53 件	53 件	449 件
有効回収数	16 件	27 件	121 件
有効回収率	30.2%	50.9%	26.9%

(2) 鮫川村子ども・子育て会議の開催

各分野の代表者、関係機関や住民等で構成される「鮫川村子ども・子育て会議」を開催し、鮫川村の現状、課題、今後の取り組み等を協議し、計画素案等を審議の上、計画の策定を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

計画の策定にあたって、計画案を公表し、住民の意見や考えを聞くため、パブリックコメントを実施しました。

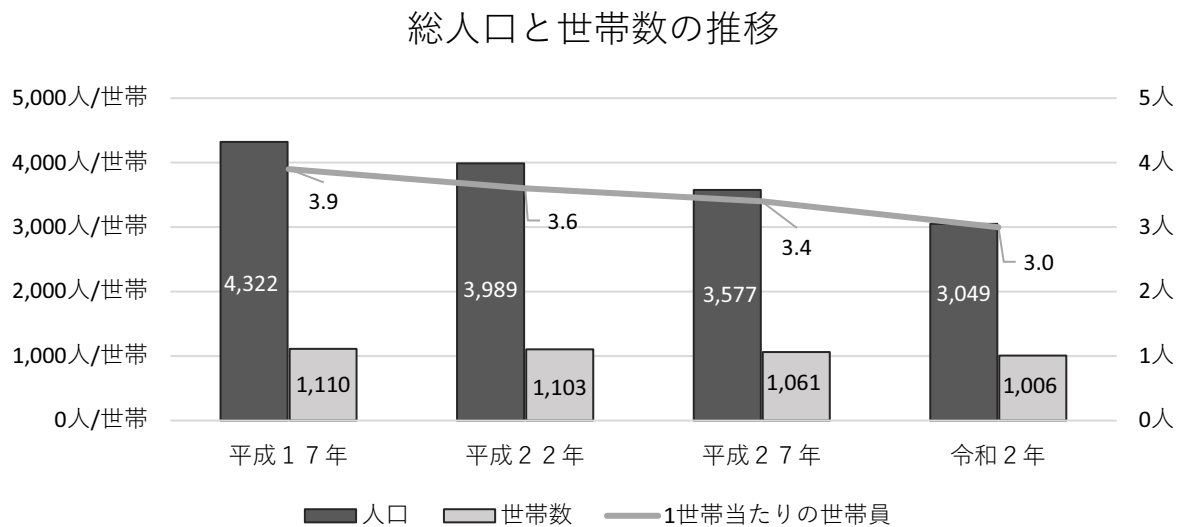
実施期間：令和7年2月21日～令和7年3月7日

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 統計による鮫川村の状況

(1) 総人口と世帯数の推移

鮫川村の総人口は、減少傾向で推移しており、令和2年の国勢調査では平成27年より528人減少し、3,049人となり、1世帯当たりの世帯員も3.4人から3.0人に減少しています。



単位：人／世帯

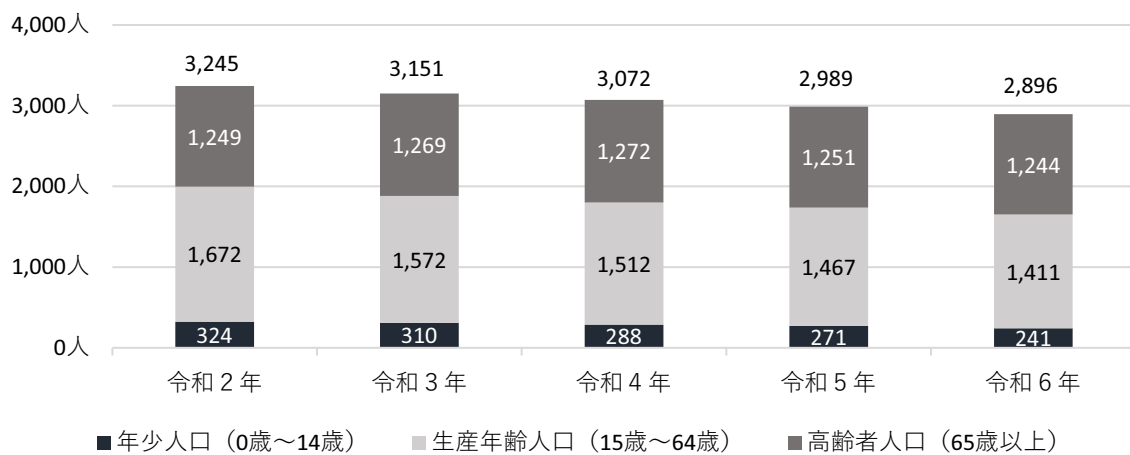
区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
男	2,119	1,973	1,788	1,531
女	2,203	2,016	1,789	1,518
計	4,322	3,989	3,577	3,049
世帯数	1,110	1,103	1,061	1,006
1世帯当たり世帯員	3.9	3.6	3.4	3.0

資料：国勢調査 各年10月1日現在

(2)人口構成の推移

本村の住民基本台帳人口によると、年少人口（0歳～14歳）は、令和2年から令和6年には83人、構成比は1.7%減少し、生産年齢人口（15歳～64歳）は、令和2年から令和6年には261人、構成比は2.8%減少しています。高齢者人口割合（65歳以上）は、令和2年から令和6年には5人減少していますが、構成比は4.5%増加しています。

年齢3区分別人口の推移



単位：人

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年少人口（0歳～14歳）	324	310	288	271	241
生産年齢人口（15歳～64歳）	1,672	1,572	1,512	1,467	1,411
高齢者人口（65歳以上）	1,249	1,269	1,272	1,251	1,244
合 計	3,245	3,151	3,072	2,989	2,896
年少人口割合（少子化率）	10.0%	9.8%	9.4%	9.1%	8.3%
生産年齢割合	51.5%	49.9%	49.2%	49.1%	48.7%
高齢者人口割合（高齢化率）	38.5%	40.3%	41.4%	41.9%	43.0%

資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

(3)世帯の状況

国勢調査結果から一般世帯の状況をみると、核家族世帯が増加傾向にあり、全体に占める割合も平成22年が37.4%であったのに対し、令和2年は46.0%と増加しています。

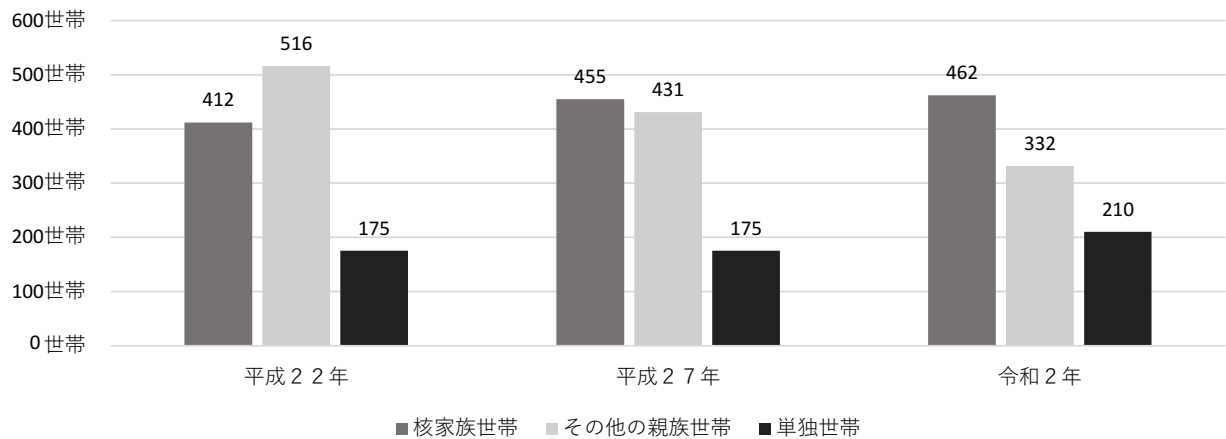
また、令和2年の核家族世帯の状況をみると、462世帯のうち、6歳未満の親族がいる世帯が26世帯、18歳未満の親族がいる世帯が70世帯となっています。これに対し、3世代、4世代といったその他の親族世帯の割合は、平成22年が46.8%、平成27年が40.6%、令和2年が33.1%と減少しています。

単位：人／世帯

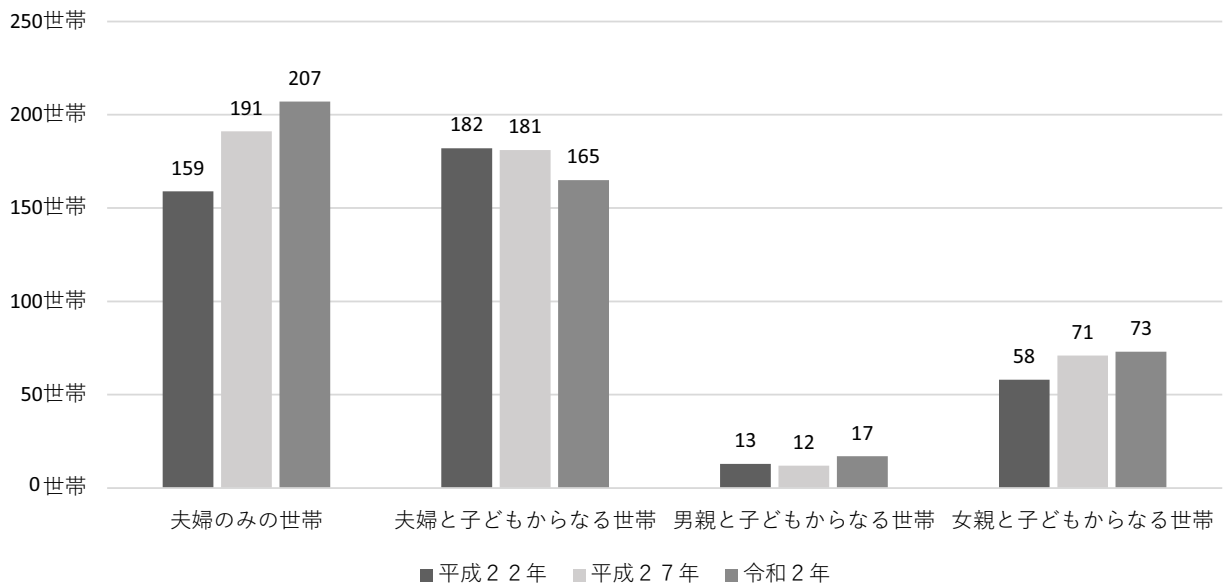
区分	平成22年	平成27年	令和2年		
			全体	6歳未満の いる世帯	18歳未満 の いる世帯
一般世帯数	1,103	1,061	1,004	62	207
核家族世帯	412	455	462	26	70
夫婦のみの世帯	159	191	207	0	0
夫婦と子どもからなる世帯	182	181	165	24	60
男親と子どもからなる世帯	13	12	17	0	0
女親と子どもからなる世帯	58	71	73	2	10
その他の親族世帯	516	431	332	36	137
単独世帯	175	175	210	0	0
構成比率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
核家族構成	37.4%	42.9%	46.0%	41.9%	33.8%
夫婦のみの世帯	14.4%	18.0%	20.6%	0.0%	0.0%
夫婦と子どもからなる世帯	16.5%	17.1%	16.4%	38.7%	29.0%
男親と子どもからなる世帯	1.2%	1.1%	1.7%	0.0%	0.0%
女親と子どもからなる世帯	5.3%	6.7%	7.3%	3.2%	4.8%
その他の親族世帯	46.8%	40.6%	33.1%	58.1%	66.2%
単独世帯	15.9%	16.5%	20.9%	0.0%	0.0%

資料：国勢調査 各年10月1日現在

一般世帯の状況



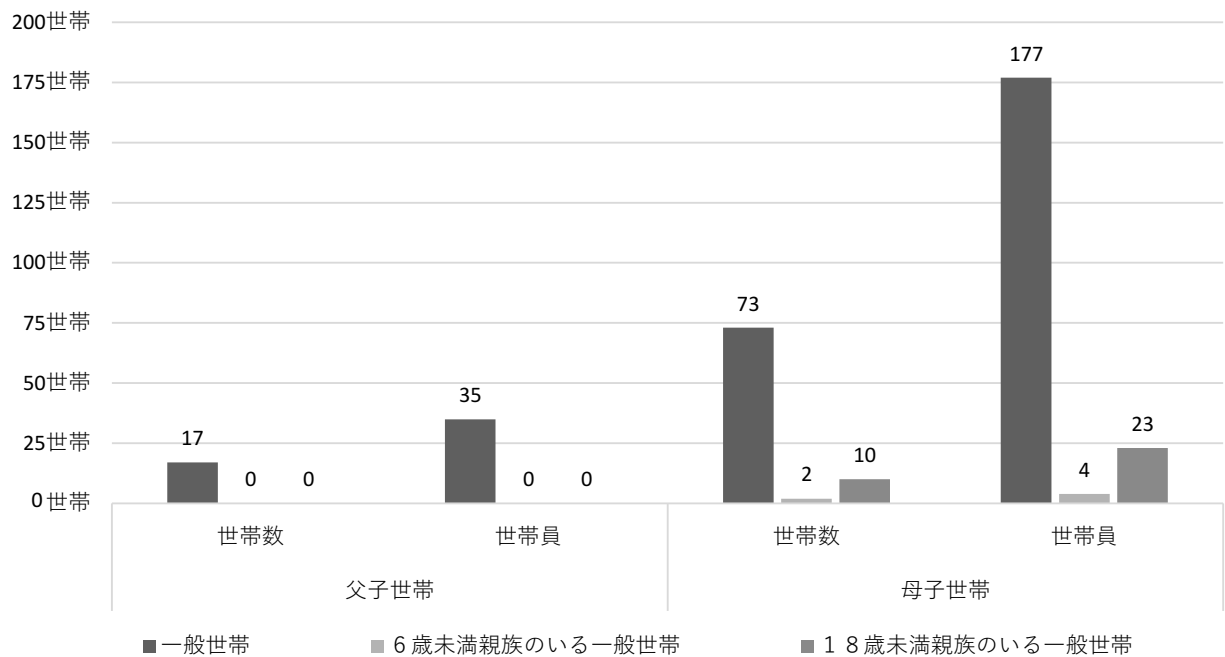
核家族世帯の内訳



(4)父子世帯・母子世帯の状況

18歳未満の親族のいる父子世帯・母子世帯は、平成22年の6世帯から、平成27年は9世帯に、令和2年は10世帯に増加しています。

父子世帯・母子世帯の状況（令和2年）



単位：人

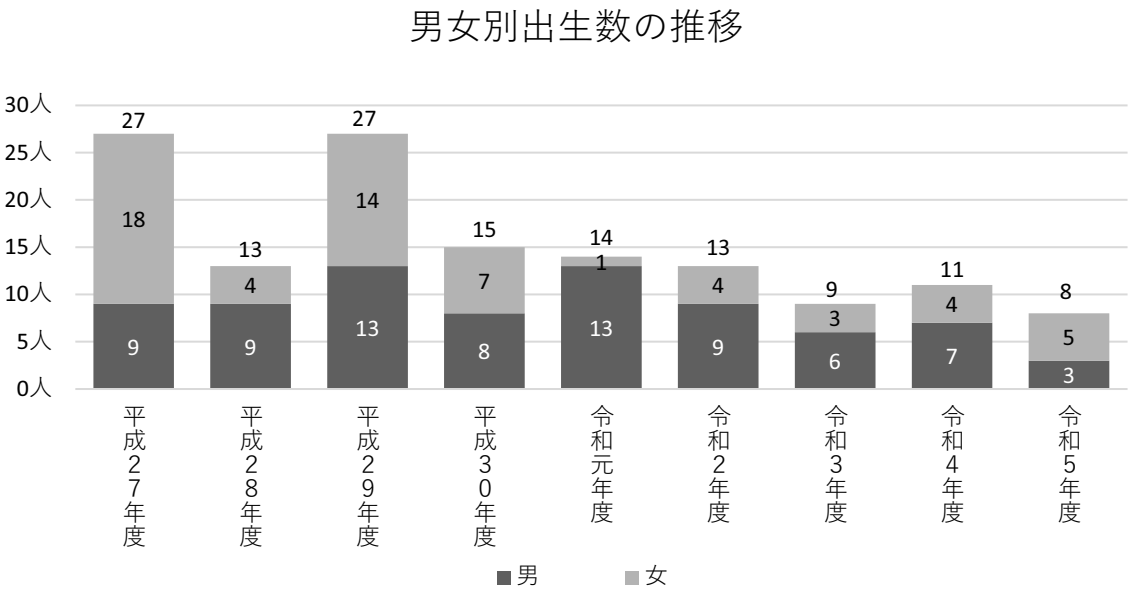
区分		平成22年			平成27年			令和2年		
		一般世帯	6歳未満親族のいる一般世帯	18歳未満親族のいる一般世帯	一般世帯	6歳未満親族のいる一般世帯	18歳未満親族のいる一般世帯	一般世帯	6歳未満親族のいる一般世帯	18歳未満親族のいる一般世帯
父子世帯	世帯数	13	0	1	12	0	1	17	0	0
	世帯員	29	0	3	30	0	3	35	0	0
母子世帯	世帯数	58	0	5	71	2	8	73	2	10
	世帯員	133	0	18	166	6	24	177	4	23
計	世帯数	71	0	6	83	2	9	90	2	10
	世帯員	162	0	21	196	6	27	212	4	23

資料：国勢調査 各年10月1日現在

※国勢調査では、父子世帯・母子世帯の定義は父親あるいは母親と20歳未満の子どもからなる世帯と定義されています。

(5)出生の推移

本村の出生数は、平成23年度の28人をピークに年々減少し、平成30年度から20人を下回っています。



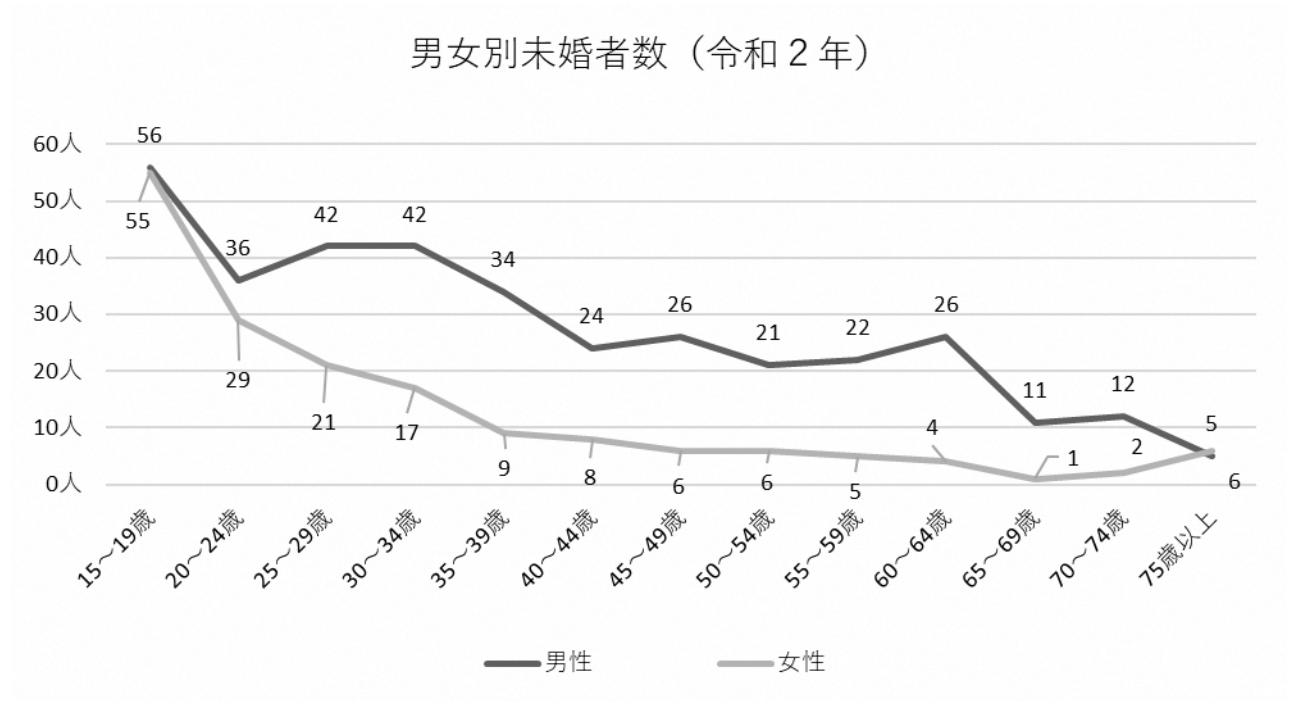
単位：人

出生数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男	9	9	13	8	13	9	6	7	3
女	18	4	14	7	1	4	3	4	5
計	27	13	27	15	14	13	9	11	8

資料：住民基本台帳（4月1日～翌3月31日）

(6)未婚の状況

未婚の状況は、男性は女性に比べ各年代の未婚率が高くなっています。



単位：人

区分	平成22年			平成27年			令和2年		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
15～19歳	118	97	215	68	62	130	56	55	111
20～24歳	75	64	139	58	36	94	36	29	65
25～29歳	55	36	91	68	28	96	42	21	63
30～34歳	45	18	63	41	16	57	42	17	59
35～39歳	39	8	47	29	10	39	34	9	43
40～44歳	30	6	36	34	7	41	24	8	32
45～49歳	27	5	32	21	6	27	26	6	32
50～54歳	25	2	27	22	5	27	21	6	27
55～59歳	15	2	17	27	4	31	22	5	27
60～64歳	16	2	18	14	2	16	26	4	30
65～69歳	4	1	5	13	3	16	11	1	12
70～74歳	3	2	5	4	2	6	12	2	14
75歳以上	3	3	6	4	8	12	5	6	11
計	455	246	701	403	189	592	357	169	526

資料：国勢調査 各年10月1日現在

2. アンケート調査結果の概要

(1) 教育・保育サービスの利用について

現在の利用状況(複数回答)《就学前児童保護者調査》

現在利用しているサービスについてみると、「認定こども園(こどもセンター)(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)」が 83.3%で最も高く、次いで「幼稚園(通常就園時間の利用)」が 16.7%、「幼稚園の預かり保育(通常就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)」が 5.6%となっています。

No.	カテゴリ	件数	割合
1	幼稚園(通常就園時間の利用)	3	16.7
2	幼稚園の預かり保育(通常就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)	1	5.6
3	認可保育所(公立保育所及び民間の認可保育所)	0	0.0
4	認定こども園(こどもセンター)(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)	15	83.3
5	小規模保育施設(国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね6～19人のもの)	0	0.0
6	家庭的保育(保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育する事業)	0	0.0
7	事業所内保育施設(企業が主に従業員用に運営する施設)	0	0.0
8	自治体の認証・認定保育施設(認可保育所ではないが自治体が認証・認定した施設)	0	0.0
9	認可外保育施設(認可を受けていない民間の保育施設)	0	0.0
10	居宅訪問型保育(ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)	0	0.0
11	ファミリー・サポート・センター(地域住民が子どもを預かる事業)	0	0.0
12	その他	0	0.0
	不明・無回答	0	0.0
	回答者数	18	100.0

土曜日・日曜日・祝日の教育・保育サービスの利用希望<<就学前児童保護者調査>>

土曜日では、「利用する必要はない」が77.3%で最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が22.7%となっています。

日曜日・祝日では、「利用する必要はない」が86.4%で最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が13.6%となっています。

■利用希望 土曜日

No.	カテゴリ	件数	割合	
1	利用する必要はない	17	77.3	
2	ほぼ毎週利用したい	0	0.0	
3	月に1～2回は利用したい	5	22.7	
	不明・無回答	0	0.0	
	回答者数	22	100.0	

■利用希望 日曜日・祝日

No.	カテゴリ	件数	割合	
1	利用する必要はない	19	86.4	
2	ほぼ毎週利用したい	0	0.0	
3	月に1～2回は利用したい	3	13.6	
	不明・無回答	0	0.0	
	回答者数	22	100.0	

放課後の過ごし方の希望<<就学前児童保護者調査>>

小学校低学年では、「自宅」が 22.7%で最も高く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」が 18.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事(ピアノ教室、学習塾)・スポーツ少年団等」が 13.6%となっています。

小学校高学年では、「自宅」「習い事(ピアノ教室、学習塾)・スポーツ少年団等」が 27.3%で最も高く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」が 13.6%となっています。

■小学校低学年(1~3 年生)

No.	カテゴリ	件数	割合
1	自宅	5	22.7
2	祖父母宅や友人・知人宅	3	13.6
3	習い事(ピアノ教室、学習塾)・スポーツ少年団等	3	13.6
4	放課後児童クラブ(学童保育)	4	18.2
5	ファミリー・サポート・センター	1	4.5
6	その他(公民館、公園など)	2	9.1
	不明・無回答	11	50.0
	回答者数	22	100.0

■小学校高学年(4~6 年生)

No.	カテゴリ	件数	割合
1	自宅	6	27.3
2	祖父母宅や友人・知人宅	2	9.1
3	習い事(ピアノ教室、学習塾)・スポーツ少年団等	6	27.3
4	放課後児童クラブ(学童保育)	3	13.6
5	ファミリー・サポート・センター	1	4.5
6	その他(公民館、公園など)	2	9.1
	不明・無回答	11	50.0
	回答者数	22	100.0

育児休業の取得状況《就学前児童保護者調査》

母親では、「取得した（取得中である）」が45.5%で最も高く、次いで「働いていなかった」が27.3%、「取得していない」が18.2%となっています。

父親では、「取得していない」が77.3%で最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が13.6%、となっています。

■母親

No.	カテゴリ	件数	割合
1	働いていなかった	6	27.3
2	取得した（取得中である）	10	45.5
3	取得していない	4	18.2
	不明・無回答	2	9.1
	回答者数	22	100.0

■父親

No.	カテゴリ	件数	割合
1	働いていなかった	0	0.0
2	取得した（取得中である）	3	13.6
3	取得していない	17	77.3
	不明・無回答	2	9.1
	回答者数	22	100.0

長期休暇期間中の教育・保育サービスの利用希望《就学前児童、小学生児童保護者調査》

夏休み・冬休み等長期の休暇期間中の利用意向についてみると、就学前児童保護者では、「利用する必要はない」が18.2%で最も高く、次いで「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が13.6%、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が9.1%となっています。

小学生児童保護者では、「利用する必要はない」が50.0%で最も高く、次いで「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が29.2%、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が12.5%となっています。

■就学前児童保護者

No.	カテゴリ	件数	割合
1	低学年（1～3年生）の間は利用したい	3	13.6
2	高学年（4～6年生）になっても利用したい	2	9.1
3	利用する必要はない	4	18.2
	不明・無回答	13	59.1
	回答者数	22	100.0

■小学生児童保護者

No.	カテゴリ	件数	割合
1	低学年（1～3年生）の間は利用したい	3	12.5
2	高学年（4～6年生）になっても利用したい	7	29.2
3	利用する必要はない	12	50.0
	不明・無回答	2	8.3
	回答者数	24	100.0

(2)保護者の就労状況について

保護者の就労状況<<就学前児童、小学生児童保護者調査>>

父親の現在の就労状況についてみると、就学前、小学生ともに「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が最も高くなっています。

母親の現在の就労状況についてみると、就学前、小学生ともに「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」となっています。

■就学前児童父親

No.	カテゴリ	件数	割合
1	フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない	19	86.4
2	フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、育休・介護休業中である	0	0.0
3	パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない	0	0.0
4	パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、育休・介護休業中である	0	0.0
5	以前は就労していたが、現在は就労していない	0	0.0
6	これまで就労したことがない	0	0.0
	不明・無回答	3	13.6
	回答者数	22	100.0

■小学生児童父親

No.	カテゴリ	件数	割合
1	フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない	24	100.0
2	フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、育休・介護休業中である	0	0.0
3	パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない	0	0.0
4	パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、育休・介護休業中である	0	0.0
5	以前は就労していたが、現在は就労していない	0	0.0
6	これまで就労したことがない	0	0.0
	不明・無回答	0	0.0
	回答者数	24	100.0

■就学前児童母親

No.	カテゴリ	件数	割合
1	フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	9	40.9
2	フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	3	13.6
3	パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	4	18.2
4	パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	0	0.0
5	以前は就労していたが、現在は就労していない	2	9.1
6	これまで就労したことがない	1	4.5
	不明・無回答	3	13.6
	回答者数	22	100.0

■小学生児童母親

No.	カテゴリ	件数	割合
1	フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	9	37.5
2	フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	0	0.0
3	パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	8	33.3
4	パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	0	0.0
5	以前は就労していたが、現在は就労していない	5	20.8
6	これまで就労したことがない	0	0.0
	不明・無回答	2	8.3
	回答者数	24	100.0

保護者の就労状況(職業形態)《中学1～2年生、高校1～2年生保護者調査》

父親では、「正社員・正規職員」が75.0%で最も高く、次いで「自営業(専従者を含む)」が25.0%となっています。

母親では、「正社員・正規職員」が62.5%で最も高く、次いで「嘱託・契約社員・派遣職員」「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が18.8%となっています。

■父親

No.	カテゴリ	件数	割合
1	正社員・正規職員	12	75.0
2	嘱託・契約社員・派遣職員	0	0.0
3	パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員	0	0.0
4	自営業(専従者を含む)	4	25.0
5	その他	0	0.0
6	無職	0	0.0
	不明・無回答	0	0.0
	回答者数	16	100.0

■母親

No.	カテゴリ	件数	割合
1	正社員・正規職員	10	62.5
2	嘱託・契約社員・派遣職員	3	18.8
3	パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員	3	18.8
4	自営業(専従者を含む)	0	0.0
5	その他	0	0.0
6	無職	0	0.0
	不明・無回答	0	0.0
	回答者数	16	100.0

(3)日頃、子どもをみてもらえる親族・知人について

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人について《就学前児童保護者調査》

日頃、子どもを預かってもらえる親族・知人はいるかについてみると、就学前では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が59.1%で最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が50%となっています。

■就学前児童保護者

No.	カテゴリ	件数	割合
1	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	11	50.0
2	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	13	59.1
3	日常的に子どもを預けられる友人・知人がいる	0	0.0
4	緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	0	0.0
5	いずれもない	0	0.0
	不明・無回答	1	4.5
	回答者数	22	100.0

お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先について《就学前児童保護者調査》

「祖父母等の親族」が78.9%で最も高く、次いで「友人や知人」が73.7%、「保育士・幼稚園教諭」が42.1%となっています。

■就学前児童保護者

No.	カテゴリ	件数	割合
1	祖父母等の親族	15	78.9
2	友人や知人	14	73.7
3	近所の人	1	5.3
4	子育て支援施設・NPO	0	0.0
5	保育士・幼稚園教諭	8	42.1
6	民生委員・児童委員	0	0.0
7	かかりつけの医師	2	10.5
8	村の子育て関連担当窓口	0	0.0
9	その他	0	0.0
	不明・無回答	0	0.0
	回答者数	19	100.0

(4)あなた自身のことについて

自分の体や気持ちで気になることについて《小・中学生調査》

小・中学生では「とくに気になることはない」が74.1%で最も高く、次いで「頭が痛くなる」「よくおなかが痛くなる」「イライラする」が11.1%となっています。

■小・中学生

No.	カテゴリ	件数	割合
1	よく眠れない	0	0.0
2	頭が痛くなる	3	11.1
3	歯が痛い	0	0.0
4	不安な気持ちになる	2	7.4
5	物が見づらい	1	3.7
6	聞こえにくい	1	3.7
7	よくおなかが痛くなる	3	11.1
8	よく風邪をひく	0	0.0
9	よく体が痛くなる	1	3.7
10	まわりが気になる	2	7.4
11	やる気が起きない	2	7.4
12	イライラする	3	11.1
13	その他	0	0.0
14	とくに気になることはない	20	74.1
	不明・無回答	0	0.0
	回答者数	27	100.0

将来の夢や目標について《小・中学生調査》

小・中学生では、「はっきりとした夢や目標がある」が40.7%で最も高く、次いで「ぼんやりしているが、だいたいの夢や目標を持っている」「いろいろ考えるがまだはっきりしていない」が25.9%となっています。

No.	カテゴリ	件数	割合
1	はっきりとした夢や目標がある	11	40.7
2	ぼんやりしているが、だいたいの夢や目標を持っている	7	25.9
3	いろいろ考えるがまだはっきりしていない	7	25.9
4	とくに何も考えていない	2	7.4
	不明・無回答	0	0.0
	回答者数	27	100.0

学校のことで悩んでいることについて《小・中学生調査》

小・中学生では、「とくに悩んでいることはない」が55.6%で最も高く、次いで「部活動やクラブ活動の種類・内容・設備などを充実してほしい」が22.2%、「勉強をもっとわかりやすくしてほしい」が18.5%となっています。

No.	カテゴリ	件数	割合
1	勉強をもっとわかりやすくしてほしい	5	18.5
2	部活動やクラブ活動の種類・内容・設備などを充実してほしい	6	22.2
3	学校行事を充実してほしい	1	3.7
4	友だちと話せる楽しい雰囲気がほしい	2	7.4
5	いじめをなくしてほしい	3	11.1
6	先生がもっと自分のことを理解してほしい	3	11.1
7	進路のことについてわかりやすく教えてほしい	1	3.7
8	就職に関する支援を充実してほしい	0	0.0
9	悩み事などを相談できるようにしてほしい	2	7.4
10	現在通っている学校のこと（学費・教材費・クラブ活動費）でお金がかからないようにしてほしい	3	11.1
11	進学にあたってお金がかからないようにしてほしい	2	7.4
12	その他	1	3.7
13	とくに悩んでいることはない	15	55.6
	不明・無回答	0	0.0
	回答者数	27	100.0

毎日の生活でどのようなときに楽しいと思うか《小・中学生調査》

小・中学生については、「友だちといっしょにいるとき」が85.2%で最も高く、次いで「おうちの人といっしょにいるとき」が74.1%、「学校生活やクラブ活動に参加しているとき」が51.9%となっています。

No.	カテゴリ	件数	割合
1	おうちの人といっしょにいるとき	20	74.1
2	友だちといっしょにいるとき	23	85.2
3	学校生活やクラブ活動に参加しているとき	14	51.9
4	地域の行事に参加しているとき	6	22.2
5	塾や習い事に行っているとき	6	22.2
6	ひとりでいるとき	6	22.2
7	その他	1	3.7
8	とくに楽しいと思うときはない	0	0.0
	不明・無回答	0	0.0
	回答者数	27	100.0

いま、いやなことや悩んでいることがあるか《小・中学生調査》

小・中学生については、「いやなことや悩んでいることがない」が74.1%で最も高く、次いで「学校や勉強のこと」「友だちのこと」が14.8%となっています。

No.	カテゴリ	件数	割合
1	おうちのこと	1	3.7
2	学校や勉強のこと	4	14.8
3	クラブ活動のこと	1	3.7
4	自分のこと（外見や体型など）	3	11.1
5	友だちのこと	4	14.8
6	好きな人のこと	0	0.0
7	進学・進路のこと	1	3.7
8	その他	0	0.0
9	いやなことや悩んでいることがない	20	74.1
	不明・無回答	0	0.0
	回答者数	27	100.0

いやなことや悩んでいることがあるときの相談先《小・中学生調査》

小・中学生では、「お父さん・お母さん」が85.2%で最も高く、次いで「学校の友だち」が55.6%、「学校の先生」が44.4%となっています。

No.	カテゴリ	件数	割合
1	お父さん・お母さん	23	85.2
2	兄弟姉妹	6	22.2
3	おじいちゃん・おばあちゃん・親せき	3	11.1
4	学校の友だち	15	55.6
5	学校以外の友だち	2	7.4
6	先輩・後輩	4	14.8
7	学校の先生	12	44.4
8	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー	4	14.8
9	学校以外（習い事など）の先生	1	3.7
10	近所の人	1	3.7
11	子ども専用の電話相談（24時間子供SOSダイヤル等）	0	0.0
12	インターネットなどを通じて知りあった直接会ったことのない人	0	0.0
13	その他	1	3.7
14	だれにも相談しない	0	0.0
	不明・無回答	0	0.0
	回答者数	27	100.0

子育てをするうえで不安に感じていること・悩んでいることについて《中学生、高校生保護者調査》

「子どもの将来の就職」が93.8%で最も高く、次いで「子どもの進学、受験」が62.5%、「子どもの教育費」が50.0%となっています。

No.	カテゴリ	件数	割合
1	子どもに対するしつけ	0	0.0
2	生活習慣（あいさつ、規則正しい生活等）	4	25.0
3	子どもが勉強しない、または成績が悪い	2	12.5
4	子どもの進学、受験	10	62.5
5	子どもの将来の就職	15	93.8
6	子どもの友人関係	3	18.8
7	子どもの教育費	8	50.0
8	子どもの身体の発育や病気、健康状態	2	12.5
9	子どもの非行や問題行動	0	0.0
10	子どもに十分な食事や栄養を与えることができない	0	0.0
11	家族が子育てにあまり協力してくれない	0	0.0
12	家族と子育てのことで意見が合わない	0	0.0
13	子どものことで、相談する相手がいない	0	0.0
14	その他	0	0.0
15	特に悩みはない	1	6.3
	不明・無回答	0	0.0
	回答者数	16	100.0

子育てをするうえで困ったり、悩んだときの相談先について《中学生、高校生保護者調査》

「家族、親族」が93.8%で最も高く、次いで「友人、知人、職場関係者」が62.5%、「幼稚園や保育所等の先生、学校の先生等」が25.0%となっています。

No.	カテゴリ	件数	割合
1	家族、親族	15	93.8
2	友人、知人、職場関係者	10	62.5
3	幼稚園や保育所等の先生、学校の先生等	4	25.0
4	スクールカウンセラー等	1	6.3
5	子育て支援センター・児童館	0	0.0
6	地域の民生委員・児童委員等	0	0.0
7	村役場、児童相談所の相談窓口	1	6.3
8	民間団体やボランティア、電話相談	0	0.0
9	医療機関の医師や看護師	0	0.0
10	インターネットのサイト	2	12.5
11	その他	0	0.0
12	だれ（どこ）にも相談できない	0	0.0
13	だれ（どこ）にも相談したくない	1	6.3
	不明・無回答	0	0.0
	回答者数	16	100.0

将来の結婚の希望について《18歳～39歳調査》

「結婚したい」が 50.0%で最も高く、次いで「わからない」が 32.0%、「結婚したくない」が 17.0%となっています。

No.	カテゴリ	件数	割合
1	結婚したい	50	50.0
2	結婚したくない	17	17.0
3	わからない	32	32.0
	不明・無回答	1	1.0
	回答者数	100	100.0

子どもをもちたいと思う理由について《18歳～39歳調査》

「子どもがいると生活が楽しく心が豊かになるから」が 83.1%で最も高く、次いで「好きな人の子どもをもちたいから」が 54.2%、「子どもは将来の社会の支えになるから」が 28.8%となっています。

No.	カテゴリ	件数	割合
1	子どもがいると生活が楽しく心が豊かになるから	49	83.1
2	結婚して子どもをもつことは自然なことだから	13	22.0
3	好きな人の子どもをもちたいから	32	54.2
4	子どもは夫婦関係を安定させるから	8	13.6
5	子どもは将来の社会の支えになるから	17	28.8
6	子どもは老後の支えになるから	3	5.1
7	交際相手、夫や妻、あるいは親など周囲が望むから	4	6.8
8	子どもをもつことで周囲から認められるから	3	5.1
9	その他	2	3.4
	不明・無回答	0	0.0
	回答者数	59	100.0

子どもをもちたくないと思う理由について《18歳～39歳調査》

「育児による心理的・肉体的負担が増えるから」が 45.5%で最も高く、次いで「子育てや教育にお金がかかるから」「子どもを生み育てやすい社会環境ではないから」「自分や夫婦の自由な時間が減るから」が 27.3%となっています。

No.	カテゴリ	件数	割合
1	子育てや教育にお金がかかるから	3	27.3
2	育児による心理的・肉体的負担が増えるから	5	45.5
3	自分の仕事に差し支えるから	0	0.0
4	子どもを生み育てやすい社会環境ではないから	3	27.3
5	自分や夫婦の自由な時間が減るから	3	27.3
6	その他	5	45.5
	不明・無回答	1	9.1
	回答者数	11	100.0

悩み事の相談先について「18歳～39歳調査」

「親」が62.0%で最も高く、次いで「友人・知人」が56.2%、「きょうだい」が22.3%となっています。

No.	カテゴリ	件数	割合
1	親	75	62.0
2	きょうだい	27	22.3
3	友人・知人	68	56.2
4	交際相手	21	17.4
5	配偶者	6	5.0
6	祖父母	8	6.6
7	学校の先生	6	5.0
8	アルバイト先の人	6	5.0
9	カウンセラー・精神科医	4	3.3
10	村役場などの専門機関の人	2	1.7
11	NPOなど民間の相談機関の人	2	1.7
12	インターネット上の知り合い	10	8.3
13	インターネット上の質問サイト	2	1.7
14	その他	3	2.5
15	誰にも相談しない	15	12.4
16	誰にも相談できない	3	2.5
	不明・無回答	3	2.5
	回答者数	121	100.0

あなたは、現在どのような悩みや心配事があるか「18歳～39歳調査」

「特にない」が35.5%で最も高く、次いで「自分の将来のこと」が31.4%、「仕事のこと」「お金のこと」が20.7%となっています。

No.	カテゴリ	件数	割合
1	勉強のこと	13	10.7
2	進学のこと	8	6.6
3	就職のこと	23	19.0
4	仕事のこと	25	20.7
5	家族のこと	17	14.0
6	友人や仲間のこと	5	4.1
7	恋愛のこと	15	12.4
8	お金のこと	25	20.7
9	政治や社会のこと	8	6.6
10	性格のこと	13	10.7
11	健康のこと	22	18.2
12	体力のこと	14	11.6
13	自分の将来のこと	38	31.4
14	その他	3	2.5
15	特にない	43	35.5
	不明・無回答	3	2.5
	回答者数	121	100.0

(5) 鮫川村について

子育て環境や支援への満足度について《就学前児童保護者調査、小学生児童保護者調査》

就学前児童では、「ふつう」が36.4%と最も高く、次いで「やや満足」が27.3%、「満足」が18.2%となっています。

小学生では「ふつう」が37.5%で最も高く、次いで「やや不満」が29.2%、「不満」が20.8%となっています。

■就学前児童保護者

No.	カテゴリ	件数	割合
1	不満	1	4.5
2	やや不満	3	13.6
3	ふつう	8	36.4
4	やや満足	6	27.3
5	満足	4	18.2
	不明・無回答	0	0.0
	回答者数	22	100.0

■小学生児童保護者

No.	カテゴリ	件数	割合
1	不満	5	20.8
2	やや不満	7	29.2
3	ふつう	9	37.5
4	やや満足	2	8.3
5	満足	1	4.2
	不明・無回答	0	0.0
	回答者数	24	100.0

子育てをするうえで必要・重要だと思う支援

《就学前児童保護者調査、小学生児童保護者調査、中学1～2年生・高校1～2年生保護者調査》

就学前児童では、「保育や学校費用の軽減」「屋外の子どもの遊び場」が72.7%と最も高く、次いで「屋内の子どもの遊び場」が68.2%となっています。

小学生では「屋外の子どもの遊び場」が79.2%で最も高く、次いで「放課後等の学習支援」が62.5%、「保育や学校費用の軽減」「屋内の子どもの遊び場」が58.3%となっています。

中学1～2年生・高校1～2年生では、「奨学金制度の充実」が50.0%で最も高く、次いで「保育や学校費用の軽減」「子どもの医療費助成」が43.8%となっています。

■就学前児童保護者

No.	カテゴリ	件数	割合
1	保育や学校費用の軽減	16	72.7
2	放課後等の学習支援	7	31.8
3	塾や習い事費用等の貸し付けや助成	3	13.6
4	奨学金制度の充実	3	13.6
5	放課後や認定こども園等の後の子どもの居場所づくり	7	31.8
6	子どもの医療費助成	10	45.5
7	塾や習い事等への子どもの送迎支援	5	22.7
8	病児・病後児の子どもの預かり	6	27.3
9	一時的に必要な資金を借りられる支援	1	4.5
10	総合的・継続的に相談できる窓口	2	9.1
11	子育て支援等に関する情報サイト	3	13.6
12	保護者に対するより有利な資格取得のための支援	0	0.0
13	子どもや親の心のケア	3	13.6
14	子育ての悩みなどを気軽に話せる親の居場所づくり	9	40.9
15	屋内の子どもの遊び場	15	68.2
16	屋外の子どもの遊び場	16	72.7
17	その他	0	0.0
	不明・無回答	0	0.0
	回答者数	22	100.0

■小学生児童保護者

No.	カテゴリ	件数	割合
1	保育や学校費用の軽減	14	58.3
2	放課後等の学習支援	15	62.5
3	塾や習い事費用等の貸し付けや助成	6	25.0
4	奨学金制度の充実	9	37.5
5	放課後や保育園等の後の子どもの居場所づくり	13	54.2
6	子どもの医療費助成	11	45.8
7	塾や習い事等への子どもの送迎支援	6	25.0
8	病児・病後児の子どもの預かり	3	12.5
9	一時的に必要な資金を借りられる支援	3	12.5
10	総合的・継続的に相談できる窓口	6	25.0
11	子育て支援等に関する情報サイト	3	12.5
12	保護者に対するより有利な資格取得のための支援	5	20.8
13	子どもや親の心のケア	4	16.7
14	子育ての悩みなどを気軽に話せる親の居場所づくり	5	20.8
15	屋内の子どもの遊び場	14	58.3
16	屋外の子どもの遊び場	19	79.2
17	その他	2	8.3
	不明・無回答	0	0.0
	回答者数	24	100.0

■中学1～2年生・高校1～2年生保護者

No.	カテゴリ	件数	割合
1	保育や学校費用の軽減	7	43.8
2	放課後等の学習支援	1	6.3
3	塾や習い事費用等の貸し付けや助成	2	12.5
4	奨学金制度の充実	8	50.0
5	放課後や保育園等の後の子どもの居場所づくり	5	31.3
6	子どもの医療費助成	7	43.8
7	塾や習い事等への子どもの送迎支援	4	25.0
8	病児・病後児の子どもの預かり	1	6.3
9	一時的に必要な資金を借りられる支援	1	6.3
10	総合的・継続的に相談できる窓口	2	12.5
11	子育て支援等に関する情報サイト	4	25.0
12	保護者に対するより有利な資格取得のための支援	3	18.8
13	子どもや親の心のケア	1	6.3
14	子育ての悩みなどを気軽に話せる親の居場所づくり	2	12.5
15	その他	0	0.0
	不明・無回答	1	6.3
	回答者数	16	100.0

若者(39歳ぐらいまでの人)のために必要な取り組みについて「18歳～39歳調査」

「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」「自由に過ごせる場を増やす」が33.1%で最も高く、次いで「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」が28.1%となっています。

No.	カテゴリ	件数	割合
1	お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する	40	33.1
2	就職に向けた相談やサポート体制を充実させる	34	28.1
3	技術習得や資格取得を支援する	27	22.3
4	イベントやボランティアなどの自主的な活動を支援する	13	10.7
5	自由に過ごせる場を増やす	40	33.1
6	自分の意見を発表できる機会を増やす	4	3.3
7	困難を抱える子ども・若者を包括的に支援する体制を整備する	30	24.8
8	参加したり過ごしたりできる場やイベントなどの情報を提供する	21	17.4
9	その他	10	8.3
10	特になし	24	19.8
	不明・無回答	3	2.5
	回答者数	121	100.0

3. 教育・保育事業の実施状況

1号認定(幼稚園)の人数が減少し、実績値が計画値を下回っており、2号認定(保育園3～5歳)、3号認定(保育園0～2歳)の対計画値比が高くなっています。

■教育事業:1号認定(幼稚園) 各年3月31日

実利用人数(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	7	8	8	7	7
実績値	3	3	2	0	—
対計画値比	42.9%	37.5%	25.0%	0.0%	%

■保育事業:2号認定(保育園3～5歳) 各年3月31日

実利用人数(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	39	42	40	38	37
実績値	46	47	43	50	—
対計画値比	117.9%	111.9%	107.5%	131.6%	%

■保育事業:3号認定(保育園0～2歳) 各年3月31日

実利用人数(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	35	29	28	27	25
実績値	39	32	30	28	—
対計画値比	111.4%	110.3%	107.1%	103.7%	%

4. 課題のまとめ

課題1 子育て支援の質の向上

子ども人口が減少し続けている中で、特に就学前児童数の減少が大きくなっています。子育て環境や支援への満足度について、就学前児童保護者では、「ふつう」、「やや満足」、「満足」の順で高く、小学生保護者では、「ふつう」、「やや不満」、「不満」の順で高くなっています。認定こども園（こどもセンター）や幼稚園などの利用している理由については、「子育てをしている者が就労している」、「子どもの教育や発達のため」の割合が前回調査と同程度で高い割合を示しています。こどものけがや病気で保育園等を休んだ際の対応について、就学前児童保護者では「母親が休んで対応」が9割程度となっています。また「父親が休んで対応」は5割程度となっており、前回調査と比べると割合が大きく上昇しています。

子育てをするうえで必要・重要だと思う支援として、就学前児童保護者では「保育や学校費用の軽減」「屋外の子どもの遊び場」「屋内の子どもの遊び場」「子どもの医療費助成」などの割合が高くなっています。小学生保護者では「屋外の子どもの遊び場」「放課後等の学習支援」「保育や学校費用の軽減」「屋内の子どもの遊び場」などの割合が高くなっています。一方、中学生・高校生保護者では、「奨学金制度の充実」「保育や学校費用の軽減」「子どもの医療費助成」などの割合が高くなっています。



多様なニーズに応じた支援やサービスの量・質の確保・提供が必要

課題2 時代の変化への対応

子育てに関する施設等の情報の入手先について、中学・高校生保護者では「インターネット、SNS」の割合が「兄弟姉妹や親戚」に次いで高くなっています。また、子育てするうえで困ったり、悩んだときの相談先として、「インターネット」が利用されています。

小中学生が持っているもの・使うことができるものとして、「ゲーム機」や「パソコン、スマートフォン・タブレット機器」の割合が高くなっています。

また、18歳～39歳にとって、インターネット空間（SNS、YouTube やオンラインゲームなど）が今のあなたにとって居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）になっているかについて6割強が、「そう思う、どちらかといえばそう思う」と回答しており、高い割合を示しています。



情報発信のためのツールやその活用方法の検討が必要

課題3 支援を必要とする子ども、子育て家庭の多様化

就学前児童保護者では、「日常的に祖父母等の親族に子どもをみてもらえる」割合は前回調査から減少している一方で、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」割合が上昇しています。また、就学前児童保護者では、気軽に相談できる先については、「祖父母等の親族」の割合が減少し、「友人や知人」の割合が微増しています。



相談体制の周知や充実、支援を必要とする子ども・家庭の早期把握・早期対応が必要

課題4 家庭における子育て・教育のあり方

子育てや教育の主な担い手として、就学前保護者、小学生保護者ともに「父母とも」の割合が前回調査よりも大きく減少し、「主に母親」が増加しています。

父親の育児休業取得割合が上昇しているとともに、母親の「働いていなかった」割合が低下しており、共働きが増えたことなどにより、父親の取得が増加していることがうかがえます。また、取得していない理由については、母親の「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「収入減となり経済的に苦しくなる」の割合が高いのに対して、父親では、「収入減となり経済的に苦しくなる」「仕事が忙しかった」が高くなっています。

子育てに関する不安や悩みごとについて、中学・高校生保護者では「子どもの将来の就職」「子どもの進学、受験」「子どもの教育費」などの割合が高くなっています。



保護者の不安や悩みの解決につなげる方法の検討が必要

課題5 子どもの夢を育てる支援

将来の夢や目標について、小学・中学生では、「はっきりとした夢や目標がある」「ぼんやりとしているが、だいたい夢や目標を持っている」が、7割弱となっています。将来の結婚の希望について、18歳～39歳では、「結婚したい」が5割となっており、結婚したくないの2割弱よりも高い割合となっています。子どもをもちたい理由については、「子どもがいると生活が楽しく心が豊かになるから」「好きな人の子どもをもちたいから」「子どもは将来の社会の支えになるから」の順に高く、子どもをもちたくない理由では、「育児による心理的・肉体的負担が増えるから」「子育てや教育にお金がかかるから」「子どもを生み育てやすい社会環境ではないから」「自分や夫婦の自由な時間が減るから」の割合が順に高くなっています。

18歳～39歳で鮫川村が好きかどうかについて、「好きである」「どちらかといえば好きである」が7割弱となっており、その理由として、「家族がいる」「生まれたところである」「自然環境に恵まれている」の割合が高くなっています。



子ども・若者が夢や希望をもって成長することを後押しする支援の検討が必要

第3章 計画の方向性

1. 基本理念

本村では、「第2期鮫川村子ども・子育て支援事業計画」において、「みんなで見つめ みんなで支え みんなで子育て」を基本理念として掲げ、施策を推進してきました。

また、「鮫川村デジタル田園都市構想総合戦略」では、基本理念として「まめな暮らしが息づく ふれあいの村づくり ～ つながりで育む こころ豊かな ふるさとさめがわ ～」を掲げています。

本計画においては、上記のような、本村のこれまでの流れや上位計画の方向性、また国のめざす「こどもまんなか社会」という考え方を踏まえ、「誰もが輝き みんなで育む 子どもの未来 ～ 支え合いでつなぐ 希望と安心のさめがわ ～」を本計画の基本理念と定め、計画の推進を図ります。

■これまでの子ども・子育て支援事業計画における基本理念

みんなで見つめ みんなで支え みんなで子育て

■鮫川村デジタル田園都市構想総合戦略における基本理念

まめな暮らしが息づく ふれあいの村づくり
～ つながりで育む こころ豊かな ふるさとさめがわ ～

■国のこども大綱におけるめざす社会のすがた

こどもまんなか社会

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

■本計画の基本理念

誰もが輝き みんなで育む 子どもの未来
～ 支え合いでつなぐ 希望と安心のさめがわ ～



2. 基本方針

本村では、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期鮫川村子ども・子育て支援事業計画」において「(1) みんなで子どもを育てるむら」「(2) 安心して子育てできるむら」「(3) 子育てをみんなで助け合うむら」の3点を計画推進の基本的な目標として位置付けて各種施策を推進してきました。

本計画においても、これらの考え方を継承するとともに、「こども基本法」の理念等を踏まえ、次のような視点に基づき、こども・若者にかかる各種施策に取り組みます。

視点1 こども・若者の個人としての尊重と権利の保障

「こどもまんなか」の考えの下、すべてのこども・若者が自分らしい幸せを実現できるよう、安心して育つ環境や多様な体験機会等を確保するとともに、希望する将来の選択に向けて努力し、可能性を広げていけるような支援を進めます。

また、様々な機会を通じてこども・若者が意見を表明できる環境をつくり、その意見が尊重されるような取組や支援を進めます。

視点2 「子育ての喜び」を実感できる子育て支援の整備

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるとともに、こどもを生み、育てることに喜びを見いだせるような支援体制づくりを進めます。

また、社会全体でこども・若者を応援する気運を醸成することであらゆる分野でこども・若者や子育てをする人が安心できるまちを実現します。

視点3 様々な環境にいるこども・若者を「誰一人取り残さない」ための取組

どのような環境にあっても、鮫川村に生まれ育つこども・若者が健やかに成長することができ、自分の可能性を狭めてしまうことがないよう支援します。

経済的な困難をはじめとする様々な状況にあるこども・若者とその家族の声を聴き、必要な支援について取組を進めます。

3. 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、以下の基本目標を掲げ、施策を推進します。

基本目標1 こどもまんなか社会に向けた意識づくり

「こどもまんなか社会」の実現の基盤をつくるため、その重要性について啓発や情報発信を行い、社会全体でこども・若者を応援し、支える意識づくりを行います。

基本目標2 こども・若者等の心身の健康づくり

こども・若者が生涯を通じて健康でいられるよう、親子の健やかな育ちや、妊娠、出産から幼児期までの切れ目のない支援、思春期におけるこころの健康づくりまで、一貫してこども・若者の心身の健康づくりに取り組みます。

基本目標3 こども・若者が希望を持てる社会づくり

こども・若者が様々な教育や体験の機会を通じ、人生を切り拓くための力をつけ、持続可能な社会の創り手となることや、将来の仕事や家庭を持つことに対して明るい希望を持てるような社会環境づくりを進めます。

基本目標4 子育て・教育にかかる支援の充実

生涯にわたる人格形成の基礎を培う教育・保育サービスの質・量の充実を図るとともに、子育てをする保護者が安心して利用することができる相談・支援等を提供します。

基本目標5 仕事と家庭の両立の推進

家庭と職場の両面で子育て家庭の両立支援を進めます。

基本目標6 支援が必要なこども・若者への支援

いじめや虐待、貧困などの困難な状況に置かれたこども・若者やその家庭に対し、個々の現状等に応じたきめ細やかな支援を行います。また、障がいのあるこども・若者やヤングケアラーなど、適切な支援につなげます。

4. 施策の体系

基本理念	基本方針	基本目標	施策
〽 支え合いでつなぐ 希望と安心のさめがわ 誰もが輝き みんなで育む 子どもの未来 〽	こども・若者の個人としての尊重と権利の保障	基本目標1 こどもまんなか社会に向けた意識づくり	1 情報提供・啓発活動の推進
		基本目標2 こども・若者等の心身の健康づくり	2 こども・若者の意見反映と活躍促進
			3 こども・若者を見守り・支える地域づくり
		基本目標3 こども・若者が希望を持てる社会づくり	1 母子に対する切れ目のない健康支援
			2 こども・若者の心身の健康づくり
			1 安全・安心のむらづくり
	2 未来を担うこども・若者への支援		
	3 家庭や地域の教育力の向上		
	「子育ての喜び」を実感できる子育て支援の整備	基本目標4 子育て・教育にかかる支援の充実	4 学校教育の充実
			5 結婚やこどもを持つことへの支援
		基本目標5 仕事と家庭の両立の推進	1 教育・保育サービスの充実
	様々な環境にいるこども・若者を「誰一人取り残さない」ための取組	基本目標6 支援が必要なこども・若者への支援	2 子育て家庭への経済的支援
			3 子育て支援体制の整備
			1 仕事等と子育ての両立支援
			1 虐待の防止、早期対応
			2 いじめや不登校に対する取組の推進
3 ひとり親家庭への支援			
		4 こどもの貧困やヤングケアラーへの対策	
		5 障がい等のあるこども・若者への支援	

Ⅱ 各論

第4章 こども計画の具体的な施策

1. 各施策の展開

基本目標1 こどもまんなか社会に向けた意識づくり

現状と課題

- 「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として、令和5年4月1日に施行されました。さらにこども施策を実効性のあるものとするための「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定され、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考えた「こどもまんなか社会」の実現に向けて国全体で進むべき方向性が示されました。
- 「こどもまんなか社会」の実現のためには、こどもや若者、保護者等の意見を取り入れながら、社会全体でこども・若者や子育てする保護者等を支援し、後押しする社会をつくっていく必要があります。
- こども・若者等の意見の取り入れについては、当事者である中高生からも保護者や学校において自分たちの意見が尊重されているという実感が乏しく、校則や進路選択、居場所づくりなど、様々な場面で当事者であるこども・若者の意見を聴いたり、話し合ったりできる機会を求める動きがあります。
- 本村においても、あらゆる場面で当事者等の意見を聴く機会の充実や、こどもの権利を尊重するとともに、こども・若者や子育て家庭を温かく見守る地域づくりを社会全体で推進し、「こどもまんなか・さめがわ」実現の基盤をつくっていくことが重要です。

施策1 情報提供・啓発活動の推進

具体的取組

01 こども基本法やこどもの権利に関する周知・啓発

- 国が発行しているリーフレットを活用し、村民が身近な場で「こども基本法」やこどもの権利に関する情報を得ることができるよう周知・啓発を行います。
- 「こどもまんなかアクション」として位置付けている様々なこども施策について、村公式SNS等で発信をしていきます。
- リーフレットやデジタルによる一方的な情報発信だけでなく、庁内外における様々な会議や集まり等を活用した意見交換等、双方向による情報発信・共有に努めます。

主な事業・取組

- ・広報誌や公式ホームページを通じた周知・啓発
- ・SNS等におけるこどもまんなかアクションの発信

02 こどもの意見や権利に関する社会機運の醸成

- こどもを守る立場である大人が、いじめや児童虐待等のこどもの権利侵害に関する意識を高めることができるよう、情報提供や人権啓発活動を推進します。
- 関係機関・団体との連携による啓発や学校における人権教育等を通じ、こども・若者の権利について学ぶ機会を充実します。

主な事業・取組

- ・人権擁護委員と連携した人権啓発活動
- ・人権教育

施策2 こども・若者の意見反映と活躍促進

具体的取組

03 こども等の意見を聴く機会の確保と村政への反映

- こども施策の実施にあたって、こどもや若者から直接意見を聴く取組を実施します。

主な事業・取組

- ・こども施策にかかる計画策定におけるワークショップ等の実施

施策 3 こども・若者を見守り・支える地域づくり

具体的取組

04 こどもの居場所や活動の場の確保

- こどもが気軽に集まって遊べる場所として、公民館事業の充実を図り、遊びの機会づくりに努めます。
- 地域の子どもや高齢者とこどもセンター在園児たちが、さまざまな行事やレクリエーションを通して、世代間、異年齢間交流ができるよう、こどもセンターにおける各種イベントの充実を図ります。
- さめがわこどもセンターが、未就園児・こども・子育て中の保護者等が安心して過ごせる居場所となるよう充実を図ります。
- 地域の子どもや高齢者による世代間、異年齢間交流ができるよう、さまざまな行事やレクリエーション、祭事の継続的な実施に向け、必要な支援を行います。

主な事業・取組

- ・公民館事業
- ・さめがわこどもセンターの維持・管理
- ・世代間・異年齢児の交流促進
- ・憩いの場づくり

05 地域全体での見守り活動の推進

- 防犯指導隊やPTA等による地域全体での見守り活動を推進します。
- 地域社会でこどもの安全を確保することを目的に、地域の見守り活動の充実と緊急時への対応、地域すべての家庭「子ども110番の家」となる啓発活動の充実を図ります。

主な事業・取組

- ・地域全体でのこども見守り活動の推進
- ・「子ども110番の家」に関する啓発

基本目標2 こども・若者等の心身の健康づくり

現状と課題

- 母子の健康づくりはこどもの安定した育ちに重要な要素です。妊産婦や乳幼児等が安心して健康な生活ができるよう、各種健診や相談、必要な情報提供や産前・産後のサポートを一体的に切れ目なく行っていくことが重要です。
- 近年は核家族化の進行や妊産婦の高齢化等、出産を取り巻く状況が変化してきており、育児不安や孤立感を感じる人も少なくありません。このような状況を受け、産後ケア事業が母子保健法に位置づけられ、本村においても令和3年度から産後ケア事業を開始しています。今後さらに事業の周知に努め、必要な産婦の利用を促進していく必要があります。
- こどもや若者の健康に目を向けると、ゲーム等室内での遊びが増加し、体を動かす機会や自然に親しむ機会が少なくなっています。意識的にこども・若者のスポーツや運動の機会を増やしていく必要があります。
- わが国の若年層の死因に占める自殺の割合は高く、令和4年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」でもこども・若者の自殺対策が重点施策に位置づけられました。支援を必要とするこども・若者の声を見過ごしてしまうことがないよう、相談や見守り等を進めていく必要があります。

施策1 母子に対する切れ目のない健康支援

具体的取組

06 妊産期における保健対策の充実

- 妊娠届出の際に母子健康手帳の交付を随時行い、早期から専門医や管理栄養士の面談を通じ、妊娠中の健康的な生活についての助言や子育て支援に関する情報提供及び相談を行います。また、妊婦の検診等にかかる交通費を支援し、出産を間近に控えた妊婦に対して、妊婦訪問を行います。
- 分娩施設までの移動による負担の軽減を図るため、施設近くに宿泊するための費用を妊婦と同行者に支援します。
- 疾病及び障がいの早期発見、早期治療に結びつけ、母胎の健やかな発育と安全な分娩と健康な子どもの出生支援のため、妊婦一般健康診査及び精密検査を行います。
- 妊婦等歯科検診を実施し、妊娠期からの歯周病予防と生まれてくる子どものう歯予防のための啓蒙に努めます。

主な事業・取組

- ・母子保健手帳交付事業
- ・妊婦健康診査
- ・妊婦等包括支援事業（ママカフェ）
- ・妊婦歯科検診
- ・妊産婦医療費助成
- ・分娩時の医療機関までの交通費と、周辺施設での宿泊費用の支援

07 産褥期から乳幼児期における保健対策の充実

- 乳幼児がいる家庭へ全戸訪問し、発育、発達及び産婦や養育者の心身の健康のケアを継続して実施します。
- 出産後1年未満の産婦と乳児を対象に、必要に応じて産後の休養や心身のケアを目的として宿泊、日帰り、短時間、訪問の各プランで産後ケアを実施します。
- 各発達段階に応じた健康診査を行い、疾病や障がいの早期発見及び早期対応、育児不安の解消を行います。また、必要な時期に健康診査が受診できるよう、早めの周知を行っていきます。
- 健康診査にあわせて、歯科検診と口腔健康相談を実施し、乳幼児のう歯予防の推進及び栄養指導に取り組みます。
- 小児医療の充実に取り組み、こどもが安心して医療が受けることができる体制を整備します。各家庭に「かかりつけ医」の普及・啓発を図るほか、休日・夜間の救急医療の周知を図ります。

主な事業・取組	・乳幼児全戸訪問事業 ・産後ケア事業 ・乳幼児健康診査（1か月、3か月、6～7か月、10か月、1.6歳、3歳） ・乳幼児歯科検診 ・こども医療費助成
---------	--

08 こども家庭センターにおける切れ目のない継続的な支援

- 児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターの早期設置に向けた検討を進めます。

主な事業・取組	・こども家庭センターの設置検討
---------	-----------------

施策 2 こども・若者の心身の健康づくり

具体的取組

09 思春期保健対策の充実

- 保健体育等の授業における性教育（性に関する指導）について、引き続き学習指導要領に基づき適切な指導を行います。
- 小・中学校と連携し、開催時期等を考慮しつつ、年1回の思春期保健事業に継続して取り組みます。
- 村内関係機関が連携し、平成6年に発足した保健担当者等による「子どもの健康を守る会」を継続的に開催し、こどもの健康づくりに向けた連携体制の推進を図ります。

主な事業・取組	・性教育の実施 ・思春期保健事業 ・「子どもの健康を守る会」の開催
---------	---

10 家庭、学校、地域等が連携した食育の推進

- 農業体験の機会の提供や地域の食文化・郷土料理の伝承、学校における栄養教諭・食育担当者による指導や給食を通じた地産地消等を推進し、こども・若者への総合的な食育を推進します。

主な事業・取組	・食育指導の実施 ・鮫川村特別栽培米や村産野菜等の提供（地産地消の取組み）
---------	--

11 悩みや不安を抱える若者等への支援やこころの健康づくり

- 臨床心理士・公認心理師による相談を実施し、こども・若者の心の負担の軽減を図るとともに、必要に応じて関連する専門機関へとつなぎます。
- 生きづらさを抱える若者やその保護者への相談対応では、対面や電話、メール、SNSの活用により相談しやすい環境を整備するとともに、村内小中学校にパンフレットを配布し、支援が必要なこども・若者に相談窓口の情報が届くよう周知を図ります。
- 関係機関と連携し、ゲートキーパー等の生きる支援の担い手の育成や相談窓口の周知等を行い、こども・若者の自殺対策を推進します。
- 民生委員・主任児童委員・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーとの連携により、誰ひとり取り残さない、きめ細やかな支援体制を強化していきます。

主な事業・取組

- ・民生委員・主任児童委員との連携
- ・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーとの連携
- ・各種相談機関の周知

12 こどもを取り巻く有害環境対策の推進 ※基本目標 1 から移動※

- 家庭や学校保健と連携し、飲酒・喫煙や薬物の有害性等について指導を行い、思春期の心身の健康づくりと、命を大切にする気持ちの醸成を図ります。
- 性や暴力等に関する過激な情報を発信するメディアからこどもを守るため、家庭に対し関係機関・団体やPTA等と連携した働きかけを行います。
- インターネット・SNS に潜むリスク等についての基礎知識の普及と意識啓発を行うほか、各学校にて情報モラル教育を行います。

主な事業・取組

- ・喫煙、飲酒、薬物乱用防止等の指導
- ・学校での情報モラル教育

基本目標3 こども・若者が希望を持てる社会づくり

現状と課題

- 学校は児童生徒が生活の多くの時間を過ごす場であるため、様々な状況にある児童生徒が安心して過ごせる環境づくりが求められます。
- 児童生徒の不登校件数は全国的に継続して増加しています。不登校の背景は友人関係のことや家庭のこと、学校に関わることなど、様々な要因があり、一人ひとりの状況を踏まえて対応を進めていく必要があります。
- 令和6年度に実施した小中学生へのアンケート調査によれば、学校のことで悩んでいる内容として「部活動・クラブ活動の充実」や「勉強をもっとわかりやすくしてほしい」が上位となっている一方で、「いじめをなくしてほしい」が1割以上みられており、対策をより一層講じていく必要があります。
- こどもを取り巻く重大な人権侵害として、いじめや体罰、こどもを狙った犯罪等があります。いずれもこどもの心身に深刻な悪影響を及ぼすものであり、根絶していくことが重要です。特にこどもを狙った犯罪や交通事故の防止に向けては地域の見守り等による効果も大きいため、地域ぐるみでこども・若者を守る機運の醸成も求められています。

施策1 安全・安心のむらづくり

具体的取組

13 こどもや子育てにやさしいまちづくり

- あおぞらバスの運行・デマンド交通を部活動の送迎等での利用促進など、地域公共交通の維持と充実を目指します。また、高校生の通学にかかる費用を支援します。
- 妊産婦や子ども連れでも安心して通行できるよう、道路の段差の解消や交差点の改良などを推進します。
- 地域の安全を図るため、防犯灯の設置や各家庭の門灯の点灯推進などを推進します。

主な事業・取組

- ・高校生通学支援金
- ・あおぞらバス、デマンド交通の運行
- ・通学路の安全対策
- ・防犯灯等の整備
- ・公共施設の維持・管理

14 こども・若者の安全の確保

- こどもの生命・尊厳・安全を脅かす各種の犯罪被害や交通事故等の未然防止に向け、各種啓発活動を推進するとともに、防犯・交通安全情報を提供します。
- 小・中学校及びさがわこどもセンターにて交通安全教育を実施し、こどもたちの交通安全の意識向上を図ります。また警察署と連携し、街頭指導の充実を図ります。
- 小・中学校に防犯カメラを設置するとともに、防犯教室を実施し、こどもたちを犯罪から守る取組を継続します。
- 小・中学校において児童生徒の生活安全、交通安全、災害安全に対する意識向上に向けた指導や避難訓練等を実施します。また、地域見守り活動を通じ、小学校通学時の児童生徒の安全確保を進めます。

主な事業・取組

- ・交通安全の普及・啓発
- ・交通安全教室、防犯教室の開催
- ・避難訓練の実施
- ・防災・安全指導の実施

15 体罰や不適切な指導の根絶

- 体罰はいかなる場合も許されるものではないことを村内小・中学校で周知し、体罰や不適切な指導の根絶を図ります。

主な事業・取組

- ・小・中学校への体罰根絶の周知
- ・家庭内での体罰根絶の周知

施策 2 未来を担うこども・若者への支援

具体的取組

16 若手起業家の育成

- 専門家や関係機関と連携した若者の創業支援を行い、将来の本村における雇用の維持・拡大を図ります。

主な事業・取組

- ・商工活動への支援

17 ライフデザインのための職場体験の充実

- 中学校期における様々な職場での体験活動を推進することにより、児童生徒の「職業」や「仕事」への理解を深め、自らのライフデザインを描けるよう支援します。

主な事業・取組

- ・職場体験事業

18 将来に希望を感じられるような魅力的な仕事の創造

- 多様な支援を通じて、村内中小企業のさらなる成長を促すとともに、村内への新たな企業立地を推進し、魅力的な仕事づくりの実現を図ります。

主な事業・取組

- ・鮫川村きぎょう・創業支援事業
- ・鮫川村商工業経営合理化資金融資制度

19 高校中退後の就労支援や復学・就学のための取組の充実

- 一定期間無業状態にある若者やその保護者、家族に対し、若者本人の自立・就業を促すための相談や支援を行います。
- 登校困難や、就学・就労困難等に関する相談を行い、必要に応じてハローワーク等の専門機関へつなぎます。

主な事業・取組

- ・就労・就学相談の実施
- ・専門機関との連携強化

施策3 家庭や地域の教育力の向上

具体的取組

20 家庭教育への支援の充実

- 教育委員会や公民館をはじめ、学校・PTA・保健・福祉部門とも連携し、子どもを持つ多くの親が集まる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する情報の提供や学習の支援に努めます。

主な事業・取組

- ・家庭教育に関する情報発信
- ・家庭教育相談

21 地域の教育力の向上

- 学校運営協議会を組織するとともに、地域ボランティアの支援を要請し、地域でのこどもの健全育成に取り組めます。
- 子どもや保護者同士の交流促進を図るため、地域における各種活動やイベントについて、様々な面からサポートを行います。
- 青少年健全育成推進協議会の主催により、「少年の主張大会」の開催や「文集『こころのうた』の発行」を行います。

主な事業・取組

- ・青少年健全育成事業
- ・さめがわ学の推進

施策4 学校教育の充実

具体的取組

22 確かな学力の向上

- 持続可能な社会の担い手づくりを意識し、学校及び地域の実態を踏まえ、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取組を推進します。
- 学力向上推進委員会を組織し、幼保・小中学校の系統的な「つなぐ教育」を推進するとともに、基礎・基本の徹底を通して学び方を学ぶ学力向上推進事業を展開します。
- 小中学生を対象とする“地域の寺子屋”や、中学校3年生を対象とした夏期講習や冬期講習の開催で学習機会の提供を継続します。
- 多文化共生の理解促進を図るため、小・中学生の体験型英語研修施設への派遣を継続します。

主な事業・取組

- ・幼保小中の連携
- ・学習機会の提供（夏期講習・冬期講習・地域の寺子屋）

23 豊かな心の育成

- 家庭や地域等との連携のもとで、こどもたちの社会性や思いやりの心、村への郷土愛などをさらに育み、ふるさとキャリア教育（さめがわ学）を推進します。
- インターネットやデジタルツールを活用することで、地域や経済状況にかかわらず誰もが質の高い教育を受けられる環境を提供するために ICT 教育の充実を目指します。

主な事業・取組

- ・特別活動、道徳教育の推進
- ・ICT 教育の充実

24 健やかな体の育成

- 外部や地域の人材活用も含めて、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進め、体育の授業を充実させるとともに、地域と連携し学校におけるスポーツ活動の充実を目指します。
- 子どもの体力向上に向け、各種関係団体と連携を図りながら、スポーツに親しむことができる環境の充実を図ります。

主な事業・取組

- ・部活動指導員の導入
- ・地域のスポーツ環境の充実

25 男女共同参画や性の多様性に関する理解促進

- 性的マイノリティに対する理解を深めるための啓発を行い、多様な性のあり方を理解し、認め合えるような環境づくりを促進します。
- 児童生徒に対し男女共同参画についての学習機会を提供することで、知識・意識を深め、性別にかかわらず誰もが様々な分野で活躍できる社会となるよう支援します。
- 多様性を認め合う視点を踏まえて業務遂行ができるよう、教職員が男女共同参画研修に参加します。

主な事業・取組

- ・男女共同参画に関する啓発
- ・男女共同参画に関する学習機会の提供
- ・LGBT等、多様な性に関する理解促進
- ・男女共同参画研修会への参加

26 こどもの読書活動の充実

- 学校図書館を中心に、発達段階を踏まえた読書支援活動を展開します。

主な事業・取組

- ・図書館等での読書活動の推進
- ・学校等における読書活動の推進

27 信頼される学校づくり

- 学校運営協議会を組織し、保護者及び地域住民等の学校運営への参加や支援・協力を促進することにより、学校と保護者等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組めます。
- 小中学校の9年間で一貫した教育活動を実践するため、義務教育学校を開設します。

主な事業・取組

- ・学校運営協議会
- ・義務教育学校の開設

施策5 結婚やこどもを持つことへの支援

具体的取組

28 結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援

- 出生数の増加に寄与する若年層へのアプローチを積極的に推進し、結婚や出産に前向きになるよう意識醸成を図るとともに、生活への支援や出会いの場の提供を行います。

主な事業・取組	・結婚新生活支援事業 ・ふれあい場創出事業（定住自立圏での実施） ・鮫川村「本気の婚活」応援補助金
---------	---

29 不妊治療費の助成

- 不妊治療にかかる費用の一部助成を行い、こどもを希望する人への支援を行います。また、福島県が実施する不育症検査費用の助成などの取組を周知します。

主な事業・取組	不妊治療に係る一部助成
---------	-------------

基本目標4 子育て・教育にかかる支援の充実

現状と課題

- 日本全体で少子化が進行しており、令和5年の出生数は72万 7,277 人と過去最少となっています。本村においても出生数は平成30年以降減少傾向が継続しており、少子化に歯止めがかかっていない状況です。出生数の減少は将来的な人口減少につながり、活力ある社会環境の維持が困難になるおそれがあります。
- 近年は技術の進歩や社会環境の変化が大きく、将来の予測が困難な時代となっています。このようななか、こども・若者が次世代を生き抜く力を身につけていくことが重要であり、さらにはグローバル化が進むなかで国籍、文化、習慣、考え方等の違いを認め合い、互いの人権を尊重し、共生していく意識を育んでいくことが重要となっています。
- こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要な時期である乳幼児期及び幼児期において、安定した愛着形成及びこどもの成長の保障と遊びの充実に図ることが求められています。
- 令和6年度に実施した就学前児童保護者へのアンケート調査によれば、子育てをするうえで必要としていること、重要だと思う支援について「保育や学校費用の軽減」が72.7%、「子どもの医療費助成」が45.5%、「子育ての悩みなどを気軽に話せる親の居場所づくり」が40.9%、「放課後や認定こども園等の後の子どもの居場所づくり」が31.8%と高い割合を示しています。子育て家庭の経済的支援と、きめ細かな子育て支援サービスの体制整備、そしてサービスの質の向上等、鮫川村でこどもを育てたいと感じてもらえるような多面的な支援施策が求められます。

施策1 教育・保育サービスの充実

具体的取組

30 子育て支援拠点事業の充実

- 子育てへの負担感を軽減し、安心して子どもを生み育てられることができるよう、さめがわこどもセンターにおける地域子育て支援拠点事業の充実を図ります。
- 多様な家族形態や働き方に対応するため、保護者のニーズに合った時間外保育サービスを継続して行います。
- やまゆり保育室・乳児室を月1回開催し、こどもや保護者同士の交流の場づくりを推進します。

主な事業・取組

- ・延長保育の実施
- ・預かり保育の実施
- ・やまゆり保育室・やまゆり乳児室の開催
- ・子育てサークル施設の運営

31 保育サービスの充実

- 多様化する保育ニーズに対応し、保育内容の充実、また一時預かりの充実を図ります。
- 保育環境の充実に向け、保育士の確保を図るとともに研修機会の拡充により、保育士の資質向上に努めます。

主な事業・取組

- ・幼児バスの運行
- ・保育士研修の実施
- ・延長保育の実施【再掲】
- ・預かり保育の実施【再掲】
- ・やまゆり保育室・やまゆり乳児室の開催【再掲】
- ・子育てサークル施設の運営【再掲】

32 放課後児童クラブの充実

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業終了後等に、適切な遊びと生活の場を与え、健全な育成を図ります。また、義務教育学校へ併設します。

主な事業・取組

- ・放課後児童健全育成事業

施策2 子育て家庭への経済的支援

具体的取組

33 子育て家庭への経済的支援

- 子育て家庭の経済的負担軽減を図るため、各種手当の支給や、多子世帯の保育料減免など、経済的支援を行います。

主な事業・取組

- ・出産祝「赤ちゃん応援商品券」給付事業
- ・子育て応援祝金支給事業
- ・乳幼児紙おむつ給付事業
- ・児童手当給付事業
- ・多子世帯保育料支援事業
- ・給食費無償化
- ・就学援助制度
- ・高校生通学支援金【再掲】

施策3 子育て支援体制の整備

具体的取組

34 子育て支援体制の整備

- 子育て支援センターや住民福祉課窓口にて育児に関連する相談を随時行っているほか、必要に応じて専門機関へつなげるなどの取組みを継続していきます。
- 子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を検討します。また、家庭教育の支援を図るために家庭・学校・こどもセンター・子育てサークル・関係機関・関係団体などによる子育てネットワークを形成し、様々な事業を実施するとともに、その支援を実施する子育てサポーターを養成するなど、村内の子育て支援対策を整備します。
- 村外の未就学児をこどもセンターで受け入れることで、都市部の子育て世代が村に一時的に滞在できるような環境を整え、村の魅力を発信していきます。また、年々減少していく村内のこどもたちが一定程度の集団で教育を受けられるような環境を整えることで、子育て世代の不安を軽減し、若い世代が住みたい・住み続けたい・住み続けられる村づくりを進めます。

主な事業・取組

- ・児童相談事業
- ・子育てネットワークの整備
- ・保育園留学の実施

基本目標5 仕事と家庭の両立の推進

現状と課題

- 仕事は生活の糧として欠かせないものであり、生きがいや人生の目標にもつながります。一方、仕事以外の部分も生活の重要な礎であり、安定すればより豊かな人生を楽しむことができます。この両輪が成り立ってはじめて、人生の充実を図ることができます。しかし、現実には仕事と生活の両立は難しく、どちらかに偏重している傾向が高いのが現状です。
- 「ワーク・ライフ・バランス」の実現によって、地域はもとより、企業にもさまざまな効果が期待されます。少子化の緩和、地域社会の活性化、労働人口の確保、病気や離職などのリスク回避、生産性向上、キャリアアップ等が挙げられます。しかしながら、ワーク・ライフ・バランスは一朝一夕で実現できるものではなく、その定着と推進に向けての啓発や支援施策が求められます。
- 令和6年度に実施した就労前児童保護者へのアンケート調査によれば、育児休業を取得していない母親は18.2%で、理由は、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と「収入減となり、経済的に苦しくなる」がそれぞれ50.0%となっています。また、育児休業を取得していない父親は77.3%に上り、理由は、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が41.2%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が29.4%、「仕事が忙しかった」が35.3%と高い割合を示しています。
- また、同アンケートでは、育児休業給付や保険料免除制度について「知らなかった」との意見もありました。短時間勤務制度については、「職場に短時間勤務制度がなかった」との意見もあり、さまざまな制度の普及と啓発に向けた支援施策が求められます。

施策1 仕事等と子育ての両立支援

具体的取組

35 男女ともに働きやすい職場環境の推進

- 子育てしやすい職場環境としていくため、国、県、関係団体等との連携を図りながら、育児休暇の取得、子育て期間中の短時間勤務などについて、広報やホームページ等での普及・啓発、情報提供を行い、男女とも子育てに参加できる職場環境を推進します。
- 育児休業制度の定着やフレックスタイム制、育児中における勤務時間短縮の導入など、事業主に対して理解と協力を求めています。

主な事業・取組

・広報誌やホームページを活用した普及・啓発

36 共働き・共育て環境の充実

- 女性が、結婚・出産後も仕事を続け、出産・子育て後も職場へ復帰ができるよう、家庭生活における共働き・共育て意識の啓発に努めます。
- 男女がともに協力して子育てをする環境づくりを進めるとともに、男性の家事や育児についての学習や体験の機会を増やすため、関係事業などへの男性の参加を促進します。
- 出産・育児等のために退職した女性が再就職できるよう、再雇用制度の普及・啓発に努めます。

主な事業・取組

・育児休暇等の取得推進に向けた普及・啓発
・男性の家事参加促進に対する普及・啓発
・女性の再就職に関する普及・啓発

基本目標6 支援が必要なこども・若者への支援

現状と課題

- ヤングケアラー、こどもの貧困、障害、アレルギーなど、こども・若者を取り巻く問題は多岐にわたっており、様々な状況に置かれているこども・若者の現状を把握し、当事者の声を聴きながら取組に反映させていく必要があります。
- 児童虐待については、全国的に増加傾向にあり、令和4年度では過去最多となっています。
- 小中学生アンケートによれば、家で決まっているお手伝い・お仕事について、「家族のために協力している」が76.5%、「生活の中で習慣になっている」が41.2%となっています。ヤングケアラーの問題は、こども本人や家族に自覚がないことで顕在化しづらくなる場合もあると言われており、学校や地域などの身近なところで気かけながら支援につなげていくことが重要です。
- こどもの貧困問題は、こども・若者の心身の健康、多様な生活経験、進学機会など、様々な側面に影響を及ぼします。また、そのような状況が「貧困の連鎖」を生むことも懸念されます。鮫川村で暮らすこども・若者が、生まれ育った環境によってその未来が閉ざされてしまうことがないよう、貧困対策に取り組んでいく必要があります。

施策1 虐待の防止・早期対応

具体的取組

37 虐待防止ネットワークの構築

- 児童相談所、警察署、民生委員、主任児童委員、行政等が連携して虐待防止に取り組めるようネットワークの構築を図ります。ネットワーク設置後は、その強化に努め、広報・啓発活動やケース検討、関係者の研修等の事業を進め、虐待の事前防止と発生後の早期の対応に努めます。
- 児童虐待は、各家庭の問題にも踏み込むところでもあり、行政の力だけでは十分な対応も難しいことから、主任児童委員はもちろんのこと、各種団体等も含めた幅広い参加を促し、ネットワークの強化に努めていきます。

主な事業・取組

・虐待防止ネットワーク

38 児童虐待の防止と早期発見

- 児童虐待防止についての意識の啓発や相談活動を充実し、虐待の防止と早期発見に努めます。また、乳幼児健康診査やこどもセンターで子どもの体の様子を細かく見守るとともに、親の身体的・精神的負担の状況を把握します。

主な事業・取組

・虐待防止に関する周知・啓発

39 相談機能の強化

- 乳幼児健康診査時や、対面・電話等で随時相談に応じていますが、引き続き必要な時に相談できる体制づくりと相談窓口の周知等の徹底を図ります。

主な事業・取組

・こども家庭センターの設置検討

施策2 いじめや不登校に対する取組の推進

具体的取組

40 いじめ対策の強化

- いじめに関連する事案に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携による対応や警察等の外部専門機関との連携促進等に取り組めます。

主な事業・取組

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携【再掲】
- ・外部専門機関との連携

41 不登校の子どもへの支援

- 不登校は、どの児童生徒にも起こりうるという認識に立ち、児童生徒が「心の居場所」を実感できるよう配慮しながら指導を行います。
- スクールカウンセラーが、児童生徒や保護者からの相談に対応し、必要に応じてスクールソーシャルワーカー等につなげます。

主な事業・取組

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携【再掲】

施策3 ひとり親家庭への支援

具体的取組

42 ひとり親家庭への支援の推進

- ひとり親家庭に対し、医療費助成や就学援助等の経済的支援を行うほか、東白川郡広域での就職相談会を引き続き実施します。

主な事業・取組

- ・ひとり親医療費助成
- ・児童扶養手当の支給
- ・ひとり親向けの就職相談会の開催（東白川郡での開催）

施策4 こどもの貧困やヤングケアラーへの対策

具体的取組

43 こどもの貧困やヤングケアラーの理解促進

- パンフレットや「本計画」の周知を通じて、こどもの貧困やヤングケアラーなどの社会問題に対する理解促進に努めます。

主な事業・取組

・パンフレットやホームページでの周知・啓発

44 こどもの貧困やヤングケアラーへの支援の充実

- 貧困の状況にある家庭に対し、各種児童手当等の支給や就学援助等の経済的支援を継続します。
- スクールカウンセラー等と連携し、ヤングケアラー等の課題を抱えるこどもが相談しやすい体制を整備します。
- 養育支援訪問事業の実施により、ヤングケアラーの把握と、その家庭に対する家事・子育て等の支援の充実に努めます。

主な事業・取組

・ひとり親医療費助成【再掲】
・児童扶養手当の支給【再掲】
・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携【再掲】
・養育支援訪問事業実施の検討（広域的な実施も含めて検討）

施策5 障がい等のあるこども・若者への支援

具体的取組

45 障がい児に対する支援体制の充実

- 障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進します。
- 発達障がいの疑いがある乳幼児及びその保護者を対象にした「にこにこ教室」、「発達観察相談会」を行い、不安の軽減を図りながら発達の確認や支援を行います。
- 障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進します。
- 障がい児保育事業の充実とともに、障害児施設の担当医との連携を図りながら、保護者に対する療育相談の推進など家族の支援を図ります。

主な事業・取組

- ・妊婦健康診査及び乳幼児健康診査【再掲】
- ・健やか発達支援事業
- ・未熟児療養医療費助成
- ・医療的ケア児への支援（広域的な支援も含む）

46 インクルーシブ教育システムの充実

- 発達障がいをはじめ、様々な要因により学校生活において困難を抱えている児童生徒への理解促進を図るとともに、専門人材の配置など支援体制の整備に努め、インクルーシブ教育システムの充実に努めます。

主な事業・取組

- ・インクルーシブ教育システムの充実

2. 成果目標一覧

国の「こども大綱」において位置付けられている数値目標を踏まえ、本計画において次の数値目標を掲げます。

No.	目標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
1	祭事への支援回数 【説明】 こどもたちが、地域の中でさまざまな世代の方との交流の場づくりを推進するため、各地域で行われている祭事に対して支援をする回数	0回	3回
2	こども家庭センターの設置 【説明】 児童福祉と母子保健の一体的な支援体制を推進する「こども家庭センター」の設置数	0か所	1か所
3	鮫川村きぎょう・創業支援事業採択数 【説明】 魅力的な仕事づくりを実現するための鮫川村きぎょう・創業支援事業採択数	0件	5件
4	教育ICT学習支援員の導入 【説明】 ICT教育を推進するため、教育ICT学習支援員の確保数	1名 (小中学校で1人)	2人 (幼小中学校各所1人)
5	保育園留学実施世帯数 【説明】 多様なニーズに対応する教育・保育環境の充実を図るため、保育園留学を実施する世帯の数	0世帯	10世帯
6	男女ともに働きやすい職場環境の推進に向けた普及・啓発回数 【説明】 企業や村民に対して、男女ともに働きやすい職場環境の推進に向けた情報発信や啓発活動を行う回数	0回／年	1回／年
7	虐待防止ネットワーク会議の開催回数 【説明】 虐待の防止や、早期発見・早期対応等の支援を強化するための虐待防止ネットワーク会議(仮称)の開催回数	0回／年	1回／年

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育の提供区域

子ども・子育て支援法では、各自治体において「教育・保育の提供区域」を設定することが義務づけられています。

本村では第1期・第2期計画において村内全域を1区域としてきたことから、本計画においても引き続き村内全域を1区域とします。

2. 人口推計

本村の子ども人口推計について、0～5歳では、令和7年の60人から令和11年には19人と推計し41人の減少となる見込みです。また、6～11歳では、令和7年の87人から令和11年には62人と推計し25人の減少となる見込みです。

子ども人口の推計

単位：人

区 分		実績	推 計				
		令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
就学前 児 童	0歳	8	3	5	4	3	3
	1歳	9	6	2	3	2	1
	2歳	10	10	7	2	3	2
	3歳	13	10	10	6	2	3
	4歳	16	15	12	11	8	2
	5歳	12	16	15	12	11	8
	小計	68	60	51	38	29	19
小学生	6歳	24	11	15	13	10	10
	7歳	6	16	7	13	10	6
	8歳	17	6	15	6	12	10
	9歳	21	17	6	16	7	13
	10歳	18	19	15	6	16	7
	11歳	19	18	19	15	6	16
	小計	105	87	77	69	61	62
合 計		173	147	128	107	90	81

資料：過去5年間（令和2年～令和6年の各年4月1日現在）の住民基本台帳の人口を基に
コーホート変化率法にて推計しています。

3. 教育・保育の見込み量及び確保方策

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

■認定区分

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要なし)	認定こども園 幼稚園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童 (保育を必要とする子ども)	認定こども園 保育園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前児童 (保育を必要とする子ども)	認定こども園 保育園

(1)幼児教育・保育事業

【事業概要】

幼児期の教育・保育を必要とする方が、教育・保育施設（保育園、幼稚園、認定こども園など）や地域型保育（小規模保育等）を利用できるよう、サービス提供体制を確保する事業です。

【量の見込み】

■1号認定（3～5歳）認定こども園、幼稚園

量の見込み及び確保量	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	3	3	3	3	3
確保量(人)	3	3	3	3	3

■2号認定（3～5歳）保育園、認定こども園

量の見込み及び確保量	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	34	32	31	30	29
確保量(人)	34	32	31	30	29

■3号認定(0～2歳)保育園、認定こども園

量の見込み及び確保量		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	0歳	4	3	3	3	3
	1歳	5	7	5	5	5
	2歳	10	6	7	6	5
確保量(人)	0歳	4	3	3	3	3
	1歳	5	7	5	5	5
	2歳	10	6	7	6	5

【確保方策】

今後多様化する教育・保育ニーズなど状況を確認しながら、必要な量の確保に努めます。

(2)地域子育て支援事業

■延長保育事業

【事業概要】

保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常保育の時間帯を超えて保育を行う事業です。

【量の見込み】

量の見込み及び確保量	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	2	2	2	2	2
確保量(人)	2	2	2	2	2

【確保方策】

こどもセンターでは、1号認定3歳以上児で保育の必要性がない子どもを対象に、平日及び土曜日の午前7時から午前8時及び午後3時30分から午後6時30分に、保護者の希望によって保育を行う、延長保育事業を継続して実施していきます。

■一時預かり事業

【事業概要】

保護者の就労、疾病、冠婚葬祭や介護等の理由により、子どもの保育が一時的に困難になったときに預かる事業です。

【量の見込み】

量の見込み及び確保量	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	3	3	3	3	3
確保量(人)	3	3	3	3	3

【確保方策】

こどもセンターにおいて、一時預かり保育事業を継続して実施していきます。

■放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

【事業概要】

放課後帰宅しても保護者が就労などのため家にいない児童に対して、適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業です。

【量の見込み】

量の見込み及び確保量		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	1年生	2	4	7	6	1
	2年生	10	2	4	7	6
	3年生	1	10	2	4	7
	4年生	6	1	10	2	4
	5年生	7	6	1	10	2
	6年生	4	7	6	1	10
確保量(人)		30	30	30	30	30

【確保方策】

鯉川小学校敷地内にて引き続き、放課後及び長期休みに行っていきます。

児童クラブのニーズの高まりと人口の動向を踏まえ、必要な量を確保します。

■子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の病気などの理由により、家庭において子どもを療育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設などにおいて、必要な児童の療育・保護を行う事業です。

【確保方策】

村内の状況を把握しながら、事業実施を検討していきます。

■病児保育事業

【事業概要】

病気により集団での保育が困難な生後6か月から小学校3年生までの子どもが、保護者の就労等の理由により、家庭で保育を受けられない場合に限り、子どもを預かる事業です。

【確保方策】

村内の状況を把握しながら、事業実施を検討していきます。

■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

育児の援助をする人（提供会員）と援助をしてもらいたい人（依頼会員）が会員になり、お互いに助け合う会員組織の事業です。

【確保方策】

村内の状況を把握しながら、事業実施を検討していきます。（広域的な実施も含めて検討）

■地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込み】

量の見込み及び確保量	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人/回)	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
確保量(人/回)	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3

【確保方策】

引き続き実施体制の維持に努めていきます。(やまゆり乳児室・保育室)

■利用者支援事業

【事業概要】

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込み】

量の見込み及び確保量	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(箇所)	1	1	1	1	1
確保量(箇所)	1	1	1	1	1

【確保方策】

引き続き、さめがわこどもセンターにて相談等の充実を図るとともに、こども家庭センターの早期設置に向けた検討を行います。

■妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊娠の届出をした人に、妊婦健康診査の受診票を交付し、健診を受け健康管理が行えるよう費用助成を行う事業です。

【量の見込み】

量の見込み及び確保量	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(件)	8	7	6	6	5
確保量(件)	8	7	6	6	5

【確保方策】

引き続き母子手帳申請時に健康診査受診票を交付し、公費負担による妊婦健診の実施体制を確保します。

■乳幼児全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込み】

量の見込み及び確保量	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(件)	8	7	6	6	5
確保量(件)	8	7	6	6	5

【確保方策】

引き続き生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握します。

■養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育ができるよう支援します。

【確保方策】

村内の状況を把握しながら、事業実施を検討していきます。（広域的な実施も含めて検討）

■実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策】

近隣町村の動向を踏まえるとともに、村民ニーズなどを把握して、地域の実情に即した方策を検討していきます。

■多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援し教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

【確保方策】

近隣町村の動向を踏まえるとともに、村民ニーズなどを把握して、地域の実情に即した方策を検討していきます。

■子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事や子育て等の支援を行う事業です。

【確保方策】

村内の状況を把握しながら、事業実施を検討していきます。（広域的な実施も含めて検討）

■児童育成拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【確保方策】

村内の状況を把握しながら、事業実施を検討していきます。（広域的な実施も含めて検討）

■産後ケア事業

【事業概要】

出産後、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

【確保方策】

引き続き実施体制の維持に努めていきます。

■親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

【確保方策】

村内の状況を把握しながら、事業実施を検討していきます。（広域的な実施も含めて検討）

■妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊婦、その配偶者に対して、面談などを行うことにより、心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【量の見込み】

量の見込み及び確保量	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	8	8	8	8	8
確保量	8	8	8	8	8

【確保方策】

引き続き実施体制の維持に努めていきます。

■乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

保育園や認定こども園などを利用していない生後6カ月から3歳未満のこどもについて、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず保育を利用できる事業です。

【確保方策】

令和8年度からの実施に向けて体制整備に努めていきます。

第6章 計画の推進に向けて

1. 庁内および関係機関・団体との推進体制

本計画の実施にあたっては、各種計画などとの整合性を図るとともに、担当所属長をはじめ、関係機関・団体との連携を図りながら取り組んでいく必要があります。

庁内の横断的な「子ども子育て会議」を設置し、施策の計画的な推進と進行管理を行います。

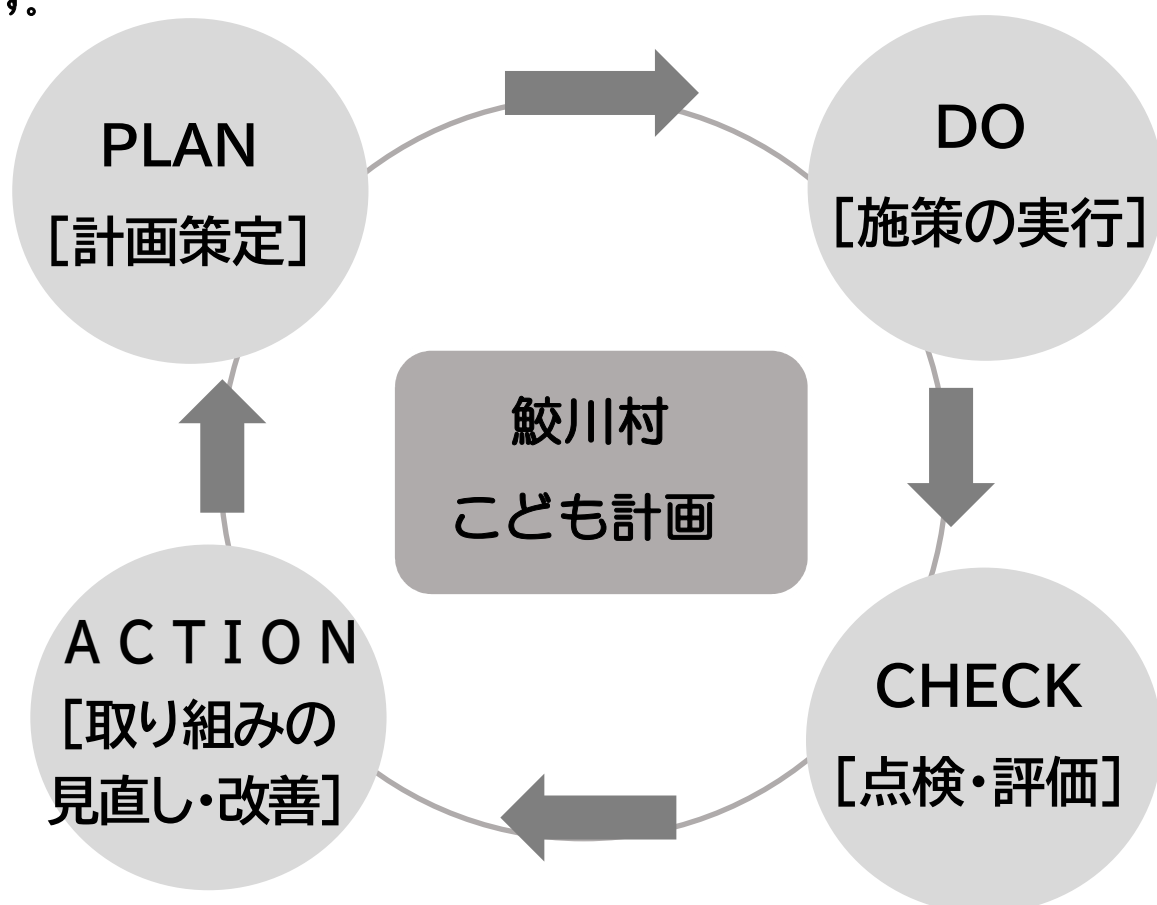
2. 住民への情報の公開

本計画の実施状況等に係る情報を広報紙やホームページ等において、公開し、村民の理解と協力を得られる体制を整備します。

3. 計画の点検・評価

本計画については、下記の図のPDCA サイクルに基づき進行管理を行います。

また、計画に定めた「量の見込み」や「確保量」が実際の状況と大きく乖離した場合には、見直しを行います。



Ⅲ 資料編

1. 鮫川村子ども・子育て会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定にも基づき、鮫川村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、村長の諮問に応じ、村が実施する子ども・子育て支援（法第 72 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する施策について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 行政関係機関職員
- (5) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が召集し、会長は、会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、住民福祉課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月22日から施行する。

2. 鮫川村子ども・子育て会議委員名簿

	区 分	氏 名	備 考
1	保 護 者	澤村 龍太	会長・鮫川小学校 PTA 会長
2		赤坂 淳	こどもセンター保護者会長
3		三瓶 琉央	ママ代表(ママカフェ参加者)
4	事 業 従 事 者	小森 多恵子	放課後児童クラブ
5	学 識 経 験 者	小森 洋一	主任児童委員
6		松崎 幸子	副会長・主任児童委員
7	行政関係機関	小針 富子	さめがわこどもセンター園長

任期：令和6年12月20日から令和8年12月19日まで

3. 策定経過

	年月日	会議・事項	内 容
令和6年	4月～6月	アンケート調査の実施	調査対象者 ・就学前児童の保護者 ・小学生児童の保護者 ・小学5年生及び中学2年生 ・中学生・高校生の保護者 ・18歳～39歳の方
	12月20日	第1回鮫川村子ども・子育て会議	・鮫川村こども計画(骨子案)について ・鮫川村こども計画の基本理念(案)について
令和7年	2月14日	第2回鮫川村子ども・子育て会議	・鮫川村こども計画の基本理念(案)について ・鮫川村こども計画(素案)について
	2月21日 ～3月7日	パブリックコメントの実施	・鮫川村こども計画について
	3月21日	第3回鮫川村子ども・子育て会議	・鮫川村こども計画最終案について

4. 用語説明

用 語		内 容
あ	ICT	「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、情報や通信に関する技術の総称。
	インクルーシブ教育	障害や病気の有無、国籍、性別といったさまざまな違いや課題を越えて、すべての子どもが同じ環境で共に学び合う教育。
	ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること。
か	義務教育学校	小学校と中学校の9年間の義務教育を一貫して行う学校。
	コーホート変化率法	基準年の性・年齢別人口をもとに、次の年の性・年齢別人口を推計し、その繰り返しによって将来人口を推計していく方法。
	こども家庭センター	こどもや子育て世帯、妊産婦を対象に医療・福祉・保育・教育などの多方面から継続して一体的な支援を行う体制。
	子ども・子育て関連3法	「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの子ども・子育て支援新制度の根拠となる法律。
	こども食堂	NPOやボランティア団体などが、こどもたちに無料または低額で食事を提供する場所。
さ	スクールカウンセラー	学校でこどもや保護者、教職員へのカウンセリングや指導・助言を行う臨床心理士等。
	スクールソーシャルワーカー	児童・生徒の学校生活におけるいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題及び貧困に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒への支援を行う、社会福祉士や精神保健福祉士等。
は	パブリックコメント	行政機関が政策を実施する際に、計画などの案を公表して住民から意見を募集する手続き。
	PDCA サイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のプロセスを繰り返すことで、継続的に業務改善を行う手法。
や	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどもや若者。
ら	ライフステージ	人生の節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職など）によって区分される生活環境の段階。
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の両立を無理なく実現し、両方で好ましい相乗効果を高めることを目指す考え方や取り組み。

鮫川村こども計画

発行：令和 7 年 3 月／鮫川村 住民福祉課

〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 3 9 番地 5

TEL：0247-49-3111 FAX：0247-49-2651

